DAY-PRO!

ご契約のしおり

(普通保険約款・特約)

業務災害補償保険







この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

♦ はじめに ♦

このたびは、弊社の業務災害補償保険をご検討・ご契約いただき、誠にありがとうございます。 心から厚く御礼申し上げます。

弊社は、親切丁寧と万が一の際のお支払いの迅速公正をモットーとし、広く皆様のご愛顧を賜っております。今後とも、大同火災の業務災害補償保険をご愛用くださいますようお願い申し上げます。

ご契約者の皆様へ

※このしおりは、「DAY-PRO!業務災害補償保険」のご契約のしおりとなります。上記商品名は、「業務災害補償保険」のペットネームです。

≪ご契約のしおり≫

この冊子には、ご契約の際の大切な事項が記載されており、以下の構成となっております。

契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきいこと

ご契約に関する契約概要・注意喚起情報・その他ご留意いただきたいことを記載しています。必ずご一読ください。

- ■契約概要:保険商品の内容をご理解いただくための事項
- ■注意喚起情報:ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意い ただきたい事項

「DAY-PRO!業務災害補償保険」(業務災害補償保険)の約款・特約

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。重要事項説明書と併せてご 一読いただき、ご契約内容をご確認いただきますようお願いいたします。

- ■弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ 契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店とご締結いた だいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ■ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店また は弊社にお問い合わせください。
- ■普通保険約款は全てのご契約に適用され、ご契約の種類・内容に応じてその他の特約が適用されます。
- ■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目 次

Ι	契	2約締結前におけるご確認事項	
	1.	商品の仕組み	
	(1)商品の仕組み [契約概要]	1
	(2) 保険契約者 [契約概要]	2
	(3) 被保険者(保険契約により補償を受けられる方) <u>[契約概要</u>]	2
	(-	4) 補償対象者 「契約概要」	2
	2.	補償内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1)保険金をお支払いする主な場合「契約概要」「注意喚起情報」	2
	(2)保険金をお支払いしない主な場合「注意喚起情報」	3
	(3)主な特約の概要 契約概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(4)保険金額・支払限度額・免責金額の設定 [契約概要]	6
	(5)保険期間および補償の開始・終了時期 <u>契約概要 [注意喚起情報]</u>	7
	3.	保険料の決定の仕組みと払込方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
		1)保険料の決定の仕組み「契約概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)保険料の払込方法 [契約概要] [注意喚起情報]	7
	(3)保険料の払込猶予期間等の取扱い「注意喚起情報」	8
	(-	4) 保険料の割引について	8
	4.	満期返れい金・契約者配当金「契約概要」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
II		約締結時におけるご注意事項	
	1.	告知義務 (保険契約申込書の記載上の注意事項) [注意喚起情報]	9
	2.	クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等) 注意喚起情報	9
	3.	特約の重複補償 [注意喚起情報]	9
Ш	契	2約締結後におけるご注意事項	
	1.	通知義務等 [注意喚起情報]	0
	2.	解約返れい金 契約概要 [注意喚起情報] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0
	3.	無効、失効、取消について <u>注意喚起情報</u>	0
	4.	重大事由による解除 [注意喚起情報] 1	0
	5.	- 保険契約に関する調査 <u>注意喚起情報</u> 1	1
	_		
IV	~ ~	- の他ご留意いただきたいこと 取扱代理店の権限	_
	2.	保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報 … 1	2
	3.	個人情報の取扱い 注意喚起情報 … 1	2
		Web 約款について ····································	
		継続契約について	
		事故が起こった場合	
		共同保険について	
	8.	保険料領収証の発行および保険証券の確認について	4

Ç	9. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて	14
1.	普通保険約款	15
1.	業務災害補償保険普通保険約款	
2	特約	
۷.	(1) 業務災害補償基本特約	
	(2) 業務災害補償追加特約	
	(3) 役員・個人事業主等フルタイム補償特約	
	(4) 従業員フルタイム補償特約 ····································	
	(5) 労災認定身体障害追加補償特約	
	(6) 医療費用補償保険金支払特約	
	(7) 休業補償保険金支払特約	
	(8) 疾病入院補償保険金支払特約	
	(9) 継続契約の取扱いに関する特約	65
	(10) 後遺障害等級限定(第1~3級)補償特約	66
	(11) 後遺障害等級限定(第1~7級)補償特約	
	(12) 入院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)	67
	(13) 通院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)	67
	(14) 外来性疾病等補償対象外特約	67
	(15) 自動車搭乗中補償対象外特約	
	(16) 事業主費用補償特約	
	(17)死亡・後遺障害(第1~7級)臨時費用補償特約	
	(18) メンタルヘルス対策費用補償特約	
	(19) 法律相談費用補償特約	
	(20) 使用者賠償責任補償特約	
	(21) 死亡のみ補償特約(使用者賠償責任補償特約用)	
	(22) 死亡・後遺障害等級 (第1~7級) のみ補償特約 (使用者賠償責任補償特約用) …	
	(23) 雇用慣行賠償責任補償特約	
	(24) 保険料分割払特約	
	(25) 保険料分割払特約(団体用)	
	, ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .,	106
	(27) 初回保険料の払込方法等に関する特約 1	
		112
	1 - 7 - 7 - 9 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10	113
		114
	(31) 共同保険に関する特約	114
IV	保険証券面の表示等について	116

I 契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み 契約概要

この保険は、補償対象者が被保険者の業務に従事中または通勤中に身体障害 (注) を被った場合に、被保険者が法定外補償を行うこと等によって生じる損害に対して、この普通保険約款およびこの保険契約にセットされた特約の規定に従い保険金をお支払いします。

業務災害補償保険 普通保険約款 <自動セット特約>

- · 業務災害補償基本特約
- · 業務災害補償追加特約

各種特約

+

(注)身体障害とは以下のものを言います。

a. 傷害

(ア) 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害

		突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が緩やかに発	
	急激とは	生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過	
		程が直接的で時間的間隔の無いことを意味します。	
	偶然とは	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果と	
		も偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。	
	外来とは	ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。	
	次のようなケースは「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。		
・靴ずれ:長時間靴を履いて歩行することで発生するため、「急激性」がありません・車酔い:長時間の運転と身体の特性によるものであるため、「急激性」「外来性		長時間靴を履いて歩行することで発生するため、「急激性」がありません。	
			がありません。

- (イ) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状 (継続的に吸引、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)
- b. 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(業務に従事中に摂取した食品が原因である場合に限ります。)
- c. 業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

- (ア) 熱および光線の作用(基本分類コード:T67)
- (イ) 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70)
- (ウ) 低酸素環境への閉じ込め(基本分類コード:W81)
- (エ) 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード:W94)

d. 外来性疾病

労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、 上記aからcまでに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。 ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化 によるもの、精神的ストレスを原因とするもの (ストレス性胃炎等をいいます。) または かぜ症候群は除きます。

- (ア) 偶然かつ外来によるもの
- (イ) 労働環境に起因するもの
- (ウ) 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの
- (2) 保険契約者 契約概要

弊社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。

(3)被保険者(保険契約により補償を受けられる方) 契約概要 記名被保険者(保険証券の「記名被保険者」欄に記載された方)をいいます。ただし、セットされる特約によって異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(4)補償対象者 契約概要

保険証券の「補償対象者」欄に記載された方をいい、記名被保険者の業務に従事しない方を除きます。ただし、セットされる特約によって異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合 | 契約概要 | | 注意喚起情報 |

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。保険金の種類は複数のパターンで組み合わせていただくことが可能です。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額
死亡補償保険金	業務従事中に、身体障害を被り、身体障害を被のより、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害補償保険金額を 限度にお支払いします。 ^(注1)
後遺障害補償保険金 ^(注2)	業務従事中に、身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて死亡・ 後遺障害補償保険金額の4% ~100%を限度にお支払いし ます。(注1)
入院補償保険金	業務従事中に、身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院された場合(注3)	次の金額を限度に保険金をお 支払いします。 入院補償 保険金 日 額
手術補償保険金	業務従事中に、身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内にその身体障害の治療のため手術(注5)を受けられた場合(注6)	次の金額を限度に保険金をお 支払いします。 入院補償 保険金 日 額 ※入院中の手術⇒10倍 外来の手術⇒5倍



通院補償保険金

業務従事中に、身体障害を被り、 身体障害を被った日からその日 を含めて180日以内に通院(往 診による治療を含みます。)され た場合(註7)(注8) 次の金額を限度に保険金をお支払いします。

通院補償 保険金 日 額

× 通院日数^(注9) (90日間限度)

- (注1) 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通 じ、死亡・後遺障害補償保険金額が限度となります。
- (注2) 後遺障害補償保険金については、後遺障害等級限定補償特約をセットした場合には、 お支払い対象となる後遺障害が制限されます。
- (注3) 補償対象者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の 支払を受けられる身体障害を被った場合においても、重複しては入院補償保険金を支 払いません。
- (注4)事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。ただし、入院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)をセットした場合を除きます。
- (注5)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、一部の手術を除きます。
- (注6) 1事故につき1回の手術に限ります。
- (注7) 補償対象者が通院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院補償保険金の 支払を受けられる身体障害を被った場合においても、重複しては通院補償保険金を支 払いません。
- (注8) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所 定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数に ついても通院したものとみなします。
- (注9)事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。ただし、通 院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)をセットした場合を除きます。
- (2) 保険金をお支払いしない主な場合 [注意喚起情報]

次の事由によって被った身体障害に対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

- ・保険契約者または被保険者(注10)の故意または重大な過失により被った身体障害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって補償対象者が被った身体障害
- ・風土病による身体障害
- ・化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしく はじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に規定する疾病
- ・補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって被った身体障害
- ・補償対象者の無免許運転、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 65 条(酒気帯び運 転等の禁止)第 1 項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によ り被った身体障害
- ・補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因 して生じた症状または外来性疾病である場合には保険金を支払います。
- ・補償対象者の頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のない身体 障害
- ・補償対象者の妊娠・出産・早産・流産によって生じた身体障害

- ・石綿または石綿の代替物質を含む製品等の発がん性その他の有毒な特性に起因した身体障害 (注 10) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (3) 主な特約の概要 契約概要

DAY-PRO!業務災害補償保険にセットできる特約は次の2種類があります。

- a. ご契約時のお申出にかかわらず、すべての契約に自動的にセットされる特約 (自動セット特約)
- b. ご契約時にお申出があり、弊社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

し、ことが明にも一年間がありて発生が引き支げる場合にとう」とれる内が(日本とう)「内が			
a.自動セッ ト特約	業務災害補償基本特約	補償対象者が被保険者の業務に従事中に被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約において定める額を、保険金として被保険者に支払います。保険金を支払うのは、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限ります。 この特約では次の内容を定めています。 ・法定外補償規定における保険金支払に関する特則・相続・合併時の特則・代位の一部修正・戦争危険等免責の一部修正	
	役員・事業 主等フルタイム補償特約 従業員フルタイム補償	補償対象者が記名被保険者の役員、個人事業主または家族従事者である場合は、業務従事中に限らず、24時間補償の対象とします。 補償対象者が従業員である場合は、業務従事中に限らず、24時間補償の対象とします。	
	等約 労災認定身 体障害追加 補償特約	政府労災保険法等の給付が決定された場合に限り、普通保険 約款で保険金支払の対象とならない事由として定める脳疾患、 心疾患その他の疾病や自殺による補償対象者の身体障害によっ て生じた損害に対して保険金を支払います。	
b.任意セッ ト特約	医療費用補 償保険金支 払特約	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、その直接の結果として、治療を受けた場合に、次のいずれかに該当する費用で社会通念上妥当と認められる金額を、被保険者に支払います。 ア 補償対象者が治療のために病院または診療所に支払った費用 イ 入院、転院または退院するための補償対象者に係る移送費および交通費 ウ 医師の指示により行った治療に関わる費用、購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他	
	休業補償保 険金支払特 約	医師が必要と認めた費用 補償対象者が業務に従事中に身体障害を被り、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合に、1日につき休業補償保険金日額を限度に保	

		疾病入院補 償保険金支 払特約	険金を支払います。ただし、身体障害を被った時が保険期間中である場合に限ります。また、所定の条件を満たす骨折・脱臼を被ったことにより就業不能となった場合、被保険者から事故発生の日からその日を含め30日以内の申し出があったときは、休業補償保険金日額に代わって休業一時金を支払います。 補償対象者(注1)が疾病を被り、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、かつ、その疾病の治療を直接の目的とする入院(注2)を開始した場合に、入院の日数に対して、1日につき疾病入院補償保険金日額を限度に保険金を支払います。ただし、1回の入院について、保険契約申込書記載の支払限度日数を限度とします。
			険者の構成員かつ保険期間の初日に75歳未満の方となります。(下請負人・派遣労働者等は基本補償の補償対象者であっても補償対象外です。)
			(注2) 治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、
	b.任意セッ		病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念
	ト特約		することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直 接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間
			ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介
			護を主たる目的とするもの等は含みません。
		事業主費用	補償対象者が、業務に従事している間に身体障害を被り、死
		補償特約	亡補償保険金または後遺障害補償保険金が支払われる場合 に、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に記名被
			保険者が臨時に負担した、その額および使途が社会通念上妥
			当な次の費用を支出することによって被る損害に対して保険
			金を支払います。ただし、次の費用のうち、補償対象者の遺
			族または補償対象者に支払う費用については、補償対象者1
			名につき 100 万円が限度となります。 ア 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀
			に関する費用
			イ 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移 ※舞用等の数据表費用
			送費用等の救援者費用 ウ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
			プログラックは 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			オ その他死亡・後遺障害補償保険金の支払事由に直接起因
			して負担した費用

	死亡・後遺	死亡補償保険金または後	遺障害等級第1級から第7級までの		
	障害(第1	後遺障害補償保険金が支	払われる場合に、次のとおり臨時費		
	~ 7級) 臨	用保険金を被保険者に支払います。			
	時費用補償	保険金の種類	臨時費用保険金		
	特約	死亡補償保険金	補償対象者1名につき100万円		
		後遺障害補償保険金 (第1~3級)	補償対象者1名につき25万円		
		後遺障害補償保険金 (第4~7級)	補償対象者1名につき15万円		
	メンタルへ	労災保険法等によって給	付が決定した精神障害により補償対		
	ルス対策費	象者が休職した場合に、	その補償対象者が職場復帰するため		
	用補償特約	に記名被保険者が次のい	ずれかの費用を支出することによっ		
		て被る損害に対して、保	険金を支払います。ただし、補償対		
		象者 1 名につき 15 万円フ	象者1名につき 15 万円が限度となります。		
		ア 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた			
b. 任意セッ		対策に係る費用			
ト特約		イ 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プラ			
1 137.5		ンの作成に係る費用			
	法律相談費	補償対象者が業務遂行に	起因すると疑われる身体障害を被っ		
	用補償特約	た場合に、被保険者があ	らかじめ弊社の同意を得て弁護士ま		
		たは司法書士への法律相	談費用を支出することによって被る		
		損害に対して、保険金を	支払います。		
	使用者賠償	補償対象者が業務上の事	由または通勤により被った身体障害		
	責任補償特	について、被保険者また	はその下請負人の損害賠償責任額が		
	約	政府労災保険等からの保	険給付の合計額を超過する場合にか		
		ぎり、その超過額分を保	険金として支払います。ただし、そ		
		の身体障害が保険期間中	に発生した場合に限ります。		
	 雇用慣行賠	日本国内において被保険	者が補償対象者に対して行った差別		
	償責任補償		人格権侵害等の不当行為に起因して、		
	特約		中に被保険者に対して損害賠償請求		
			被保険者が被る損害に対して、保険		
		金を支払います。			
			7 PA AI # 14 AI 7 9 A- PT 2 2 9 5 .		

※特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご参照ください。

(4)保険金額・支払限度額・免責金額の設定 契約概要

お客さまが実際にご契約される保険金額については、保険契約申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

なお、セットされる特約によっては、別途、支払限度額や免責金額を設定する場合もご ざいます。

- ●保険金額について:すべての補償対象者について同一保険金額・日額とします。(注1)(注2)
- ●補償内容について:すべての補償対象者について同一補償内容とします。(注1)
- (注1) 役員を被保険者に含める場合、役員のみを別保険金額・補償内容とすることも可能です。

- (注2) 法定外補償規定を定めている場合、事業者が定める法定外補償規定と同額以下で 設定します。
- (5) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報
 - ●保険期間:原則として1年間(年間包括契約)。ただし、建設業で請負金額をベースに 契約するスポット契約の場合は、工事期間に合わせて保険期間を設定する ことができます。
 - ●補償の開始:保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険契約申込書に記載されている場合は、その時刻)

●補償の終了:保険期間の末日(満期日)の午後4時

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、売上高 (注1) を算出基礎とし、保険金額、保険期間、事業の内容等により決定されます。なお、保険料が暫定保険料によって定められている場合は、保険期間終了後に確定した売上高にて算出した保険料との差額を精算いたします (注2)。

実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険料は保険契約申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

- (注1) 建設業のスポット契約の場合は請負金額を算出基礎とします。また、業種によって は在籍人数を算出基礎とする場合がございます。詳細は取扱代理店または弊社までお 問い合わせください。
- (注2)「保険料精算特約」がセットされることにより、保険期間終了後に精算が必要となります。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- (2) 保険料の払込方法 [契約概要] [注意喚起情報]

保険料の払込方法はご契約と同時に全額を払い込む「一時払」と複数の回数に分けて払い込む「分割払」があります。払込方法によっては保険料が割増となる場合があります。また、下記以外で所定の条件を満たした場合にご加入いただける団体契約がございますが、払込方法が異なる場合がございます。

払込方法	一時払	分割払		
払込手段		12 回払	12 回払 (分割割増なし ^(注 1))	
直接集金 (注2)	0	×	×	
口座振替 ^(注3)	0	○ (5%割増)	0	
コンビニ払 (注4)	0	×	×	

- (注1) 保険契約の保険料(分割割増適用前)が30万円以上となる場合は、分割割増無しとなります。
- (注2) 直接集金方式では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結 のお手続きの際に保険料の金額をお支払いください。
- (注3) 口座振替方式では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月26日にお引き落としいたします。26日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。
- (注4) コンビニ払は総保険料が30万円以内のご契約に限り、ご利用が可能となります。
 - ※1 「初回保険料の払込方法等に関する特約」をセットしたご契約については、保険期間中の契約内容変更に伴う追加保険料を変更日の翌月より指定の口座からのお引き落としにて払込みいただくこととなります。

- ※2 「初回保険料の払込方法等に関する特約」をセットしたご契約で、保険料の払込方 法が分割払の場合は、最終の分割保険料の請求が保険期間終了後となります。
- ※3 「初回保険料の払込方法等に関する特約」は取扱代理店によってご利用できない場合があります。
- ※4 「初回保険料の払込方法等に関する特約」をセットしたご契約において、「初回追加保険料」を払込みいただけなかった場合、所定の期日をもってご契約が解除されることがあります。

保険料については、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約手続きと同時に払込みください。この場合、保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故については、保険金をお支払いしません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

払込猶予期間 (注1) 中に所定の保険料 (注2) の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故 (注3) に対しては保険金をお支払いできません。また、払込猶予期間中に保険料を払込みいただけない場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。なお、分割払のご契約において、弊社が保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料の払込みをお願いすることがあります。

- (注1)保険料の払込みがなかったことが故意による場合などを除き、保険料払込期日の属する月の翌々月の末日までの期間をいいます。
- (注2) 分割払の場合は分割保険料をいいます。
- (注3) 初回保険料の場合は、ご契約期間の初日以降に発生した事故をいいます。
- (4)保険料の割引について

詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

団体割引	弊社の定める基準に該当する団体を保険契約者とし、団体の構成員を
(事業者数割引)	被保険者とする保険契約です。所定の要件を満たす場合、保険料に 5%
	~ 20%の割引を適用します。
包括契約割引	契約方式が「年間包括契約」である場合限り、10%の割引を適用します。
DAY-PRO!	「DAY-PRO! 事業財産保険」、「DAY-PRO! 賠責総合保険」および
セット割引	「DAY-PRO! 業務災害補償保険」を2種類以上契約し、かつ、一定の
	条件を満たす場合、各商品の保険料に割引を適用します。
優良フリート割	記名被保険者が自動車保険のフリート契約者で、「DAY-PRO! 業務災
引	害補償保険」の割引を適用する契約の保険始期日時点で適用されてい
	るフリート契約の優良割引率が20%以上の場合、かつ、自動車安全
	管理状況が良好な場合に、優良フリート割引を適用します。

4. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はございません。

Ⅱ 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務 (保険契約申込書の記載上の注意事項) 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知 義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、この項目が、事 実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支 払いできないことがあります。保険契約申込書の記載内容を必ずご確認ください。

危険に関する重要な事項

- ① 保険契約申込書に記載された内容のうち、★または☆がついている項目(下記②を除きます)
- ② 同様の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

2. クーリングオフ (ご契約申込みの撤回等) 注意喚起情報

この保険は、お客さまが事業のために締結する保険契約としてお申込みをされるものであり、 クーリングオフ $^{(\pm)}$ することができません。

(注) クーリングオフとは、ご契約の申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご 契約の解除ができる制度をいいます。

3. 特約の重複補償 注意喚起情報

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や弊社以外の保険契約または共済契約を含みます) により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複することがあります。補償 が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、 いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払 限度額等を確認し、特約セットの要否を判断のうえ、ご契約ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご 契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

Ⅲ 契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または弊社まで連絡する通知義務があります。ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項

- ① 保険契約申込書に記載された内容のうち、☆がついている項目(下記②を除きます)
- ② 上記のほか、特約において取扱代理店または弊社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合
- ●その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。
 - ① 事業を廃止または譲渡した場合
 - ② 保険証券記載の住所または連絡先を変更した場合
 - ③ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

など

2. 解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または弊社に速やかにお申し出ください。

- ●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保 除料を、解約返れい金として返還します。
- ●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。 ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加 の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みが ない場合は、ご契約を解除することがあります。



3. 無効、失効、取消について「注意喚起情報」

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは次のとおりです。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ② この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は取扱代理店または弊社までお問合わせください。
- ③ 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険 契約は取消となることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4. 重大事中による解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。 この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴 力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償保険金に対する保険金を除きます)。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5. 保険契約に関する調査 注意喚起情報

この保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由がなく拒否した場合は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 取扱代理店の権限

弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。

2. 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻した場合等、業務または財産の状況が変化したときには、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減される場合があります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が 20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金や解約返れい金は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

3. 個人情報の取扱い 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、弊社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、 弊社およびグループ会社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の 審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内 のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。)。 ただし、保険医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行 規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保 険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、 保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

○ 契約等の情報交換について

弊社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの 健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険会社等の間で、登録または交 換を実施することがあります。

○ 再保険について

弊社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。 詳しくは弊社ホームページ(https://www.daidokasai.co.jp/)をご覧ください。

4. Web 約款について

「ご契約のしおり(約款)」を「冊子」ではなくインターネット上でご確認いただく Web 約款をおすすめしております。保険契約申込書において Web 約款を選択していただき「ご契約のしおり(約款)」のお届けを省略させていただく場合、弊社から「沖縄県のサンゴ礁の保全・再生事業」を行う団体へ寄付を行い、地球環境の保護にお役立ていただけます。 Web 約款を選択された方は、弊社ホームページ (https://www.daidokasai.co.jp/) から「ご契約のしお

り (Web 約款)」を選択し、ご契約いただく補償内容について普通保険約款・特約をご確認く ださい。

5. 継続契約について

- ① 著しく保険金請求の頻度が高いなど、保険契約者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金 支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや補償 内容を変更させていただくことがあります。
- ② 弊社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることや、ご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 事故が起こった場合

- (1) 事故の発生
 - 事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 - 損害賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や損害賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。弊社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、損害賠償問題が円滑に解決するようご相談に応じさせていただきます。
- (2)他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い この保険と補償内容が重なる他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払 われた保険金の有無によって弊社がお支払いする保険金の額が異なります。
- (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等 保険金の請求を行なうときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類の ほか、普通保険約款・特約に記載の書類等をご提出いただく場合があります。
- (4)保険金のお支払時期について

弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付けを完了した日から、原則として 30 日以内に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

● 警察、検察、消防その他の公的機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合

180日

- 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合
- 後遺障害の内容・程度を確認するため、医療機関等の診断、審査等の結果を得る必要がある場合 120日
- 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された被災地における調査が必要な場合 60 日
- 日本国外における調査等が不可欠な場合

180日

- 損害の発生が過去の判例に照らし特殊な場合等で専門機関による鑑定等結果の照会が 必要な場合180日
- 上記の照会等のあと、それぞれの期間中に保険金を支払う見込みがない事が明らかに なった場合には、被保険者との協議によりその期間を延長させていただくことがありま す。
- お支払いする損害賠償金は、保険契約申込書等記載の免責金額を超過した額を保険契約申込書等記載の支払限度額を限度にお支払いします。また、訴訟等の費用においては、 損害賠償責任の額が、保険契約申込書等記載の支払限度額を超えるときは、支払限度額 の損害賠償責任の額に対する割合によってお支払いします。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法 に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、 原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

7. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

8. 保険料領収証の発行および保険証券の確認について

保険料のお支払いの際には、弊社所定の保険料領収証を発行することといたしておりますので、お確かめください。また、ご契約手続きから 20 日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。

9. 他の保険契約等がある場合の取扱いについて

他の保険契約等とはこの保険以外にご契約されている、保険の対象を同一とする保険契約や 共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保 険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等がある場合は必ず保険契約申込書に 記載してください。

1. 普通保険約款

業務災害補償保険普通保険約款

この保険契約に適用される保険約款の説明

- 1. この保険契約の内容は、保険約款に記載されています。当会社は保険約款に基づいて、保険金を支払います。
 - (1) 保険約款は、普通保険約款および特約から構成されています。
 - (2) 普通保険約款と特約の記載内容が重なっている場合には、特約の内容が優先して適用されます。
- 2. この保険契約に適用される保険約款において、下表に掲げる用語の定義は、この保険約款に 共通のものとして、それぞれ同表に定めるところに従います。ただし、別途定義がある場合は その定義に従います。

<この保険契約全般に共通する用語の説明-定義>

(50 音順)

区分	用語	定義
あ行	売上高等	保険契約時に把握可能な直近の会計年度(注)の売上高、 年間完成工事高その他当会社が別途規定する数値をいい ます。 (注)会計年度 1年間とします。
か行	解除	当会社からの意思表示によって、この保険契約およびこの 保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失わせ ることをいいます。
	解約	保険契約者からの意思表示によって、この保険契約および この保険契約に付帯された特約の効力を将来に向かって失 わせることをいいます。
	既経過期間、未経過期間	「既経過期間」とは、保険期間の初日から既に経過した期間 をいい、「未経過期間」とは、保険期間の末日までの残存期 間をいいます。
	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	記名被保険者	保険証券記載の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
さ行	失効	保険契約の全部または一部の効力を、将来に向かって失う ことをいいます。
	職業性疾病	労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第35条に列挙されている疾病のうち、従業員等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
	損害等	普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定 により当会社が支払うべき損害、傷害または疾病等をいい ます。

	11 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1 . 1	
た行	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じで ある他の保険契約または共済契約をいいます。
	V/ 1 -11	
	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療を
		いいます。
		(注) 医師
		被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師を
		いいます。
	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受
		けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診
		断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
な行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、
		常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚
		姻関係と同様の事情にある者を含みます。
	被保険者	記名被保険者をいいます。ただし、この保険契約に付帯さ
		れた特約において被保険者として規定された者がある場合
		は、その規定された者をいいます。
	普通保険約款	業務災害補償保険普通保険約款をいいます。
	法定外補償規定	従業員等に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害
		補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補
		償規程等をいいます。
	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、
		保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約において定義されている保
		険金をいいます。
	保険契約申込書等	保険契約申込書およびその付属書類をいいます。
	保険事故	この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特
		約に従い保険金が支払われるべき損害等の発生をいいます。
ま行	無効	この保険契約のすべての効力を契約時にさかのぼって失う
		ことをいいます
ら行	労災保険法等	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)もしくは
		船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)またはその他日本国
		の労働災害補償法令をいいます。
	1	

第1章 補償条項

第1条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い、保険金を支払います。

第2条(保険金をお支払いしない場合)

当会社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第2章 基本条項

第1条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。
 - (注) 初日の午後 4 時 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) 本条(1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第2条(保険責任のおよぶ範囲)

当会社は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、日本国内または国外において生じた保険事故による損害等についてのみ保険金を支払います。

第3条(契約時に告知いただく事項-告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項 について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
 - (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合また は事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) 本条(2) に規定する事実が、当会社が保険契約申込書等において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2) の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2) の規定を適用します。
- (5)本条(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第12条 (保険契約の解除または解約の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。 この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求すること ができます。
- (6) 本条(5) の規定は、本条(2) に規定する事実に基づかずに生じた保険事故による損害

等については適用しません。

第4条(契約後に通知いただく事項-通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
 - (注1) 保険契約申込書等の内容に変更を生じさせる事実

保険契約申込書等のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの 条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) 本条(1) の事実がある場合(注2) には、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (注2) 本条(1) の事実がある場合
 - 本条(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。
- (3) 本条 (2) の規定は、当会社が、本条 (2) の規定による解除の原因があることを知った 時から 1 か月を経過した場合または本条 (1) の事実が生じた時から 5 年を経過した場合に は適用しません。
- (4) 本条(1) に規定する手続を怠った場合には、当会社は、本条(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた保険事故については、保険金を支払いません。ただし、本条(1) に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条(4) の規定は、本条(1) の事実に基づかずに生じた保険事故については適用しません。

第5条(契約後に通知いただく事項-保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、 その旨を当会社に通知しなければなりません。

第6条(災害の防止)

- (1) 保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法(昭和22年法律第49号)等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、相当の理由がなく、本条(1)の規定に違反した場合は、 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条 (2) の規定は、本条 (2) に規定する拒否の事実があった時から 1 か月を経過した場合には適用しません。

第7条 (調査)

当会社は、いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行い、かつ、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。

第8条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的 をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保 険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保 険契約を取り消すことができます。

第10条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による 通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づ く保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、または その法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取る べき者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信 頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(注2)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2)暴力団員

暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が本条(1) の③のアからオまでのいずれかに該当する場合には、保 険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注3)を解除することができます。 (注3)保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

- (3)本条(1)または(2)の規定による解除が保険事故の生じた後になされた場合であっても、第12条(保険契約の解除または解約の効力)の規定にかかわらず、本条(1)の①から④までの事由または本条(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに生じた保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4)保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が本条(1)の③のアから才までのいずれかに該当することにより本条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、

本条(3)の規定は、本条(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第11条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。

第12条(保険契約の解除または解約の効力)

保険契約の解除または解約は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第13条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

(1) 告知事項の訂正の申出の承認、通知すべき事項等の通知の受領または契約条件の変更の申出の承認をした場合で、保険料を変更する必要があるときの保険料の返還または追加保険料の請求は下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

マーター 保険料の返還 追加保険料の詰載

	保険料の返遠、追加保険料の請氷
① 第3条(契約時	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
に告知いただく事	
項-告知義務)(1)	
により告げられた	
内容が事実と異な	
る場合	
② 第4条(契約後に	ア 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次
通知いただく事項-	の算式により算出した額を請求します。
通知義務)(1)の	変更後の保険料と 未経過期間 (注1) の月数 (注2)
事実が生じた場合	変更前の保険料と × 保険期間の月数(注2)
	の差額
③ 上記①および② のほか、保険契約 締結の後、保険契 約者が書面をもっ て契約条件変更を 当会社に通知し、	イ 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 変更後の保険料と変更前の保険料との差額
承認の請求を行い、 当会社がこれを承 認する場合	

(注1) 未経過期間

保険期間の末日までの残存期間をいいます。なお、上記②の場合における未経過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第4条(1)の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注2) 月数

1か月に満たない期間は、1か月とします。

(注3) 既経過期間

保険期間の初日から既に経過した期間をいいます。なお、上記②の場合における既経 過期間は、保険契約者または被保険者の申出に基づく、第4条(1)の事実が生じた時 までの期間をいいます。

(2) 当会社は、保険契約者が本条(1) ①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合(注4) は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注4) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内に その払込みがなかった場合に限ります。

- (3) 本条(1) ①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、本条(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 本条(3)の規定は、第4条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に生じた保険事故については適用しません。
- (5)本条(1)の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、 保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による 傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に 適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第14条(保険料の返還-無効、取消しまたは失効の場合)

保険契約の無効、失効または取消しの場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、 この保険契約の保険期間が1年を超える場合等において、当会社が別に定める方法により保険 料を返還することがあります。

11 E 22 5 0 C C N 00 7 S 5 0			
区分	保険料の返還		
① 第8条 (保険契約の	保険料を返還しません。		
無効)の規定により、			
保険契約が無効となる			
場合			
② 第9条 (保険契約の			
取消し)の規定により、			
当会社が保険契約を取			
り消した場合			
③ 保険契約が失効とな	次の算式により算出した額を返還します。		
る場合	既に払い込まれた 未経過期間(注)の日数 ×		
	保険料 365		
	ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合は、次		
	の算式により算出した額を返還します。		
	既に払い込まれた 未経過期間(注)の日数		
	保険料 保険期間の日数		

(注) 未経過期間

保険期間の末日までの残存期間をいいます。

第15条(保険料の返還-解除または解約の場合)

保険契約の解除または解約の場合の保険料の返還は、下表のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合等またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約が保険料を分割して払い込む場合等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分 保険料の返還 次の算式により算出した額を返還します。 ① 第3条(契約時に告 知いただく事項ー告知 既に払い込まれた × 1 - 既経過期間 (注2) の月数 (注3) 義務)(2)、第6条(災 保険料 保険期間の月数(注3) 害の防止)(2)、第 10条(重大事由によ る解除)(1)もしくは 第13条(保険料の返 還または請求 - 告知義 務・通知義務等の場合) (2) またはこの普通 保険約款に付帯される 特約の規定により、当 会社が保険契約(注1) を解除した場合 ② 第11条(保険契約 次の算式により算出した額を返還します。 既経過期間(注2)の月数(注3) 者による保険契約の解 既に払い込まれた 約)の規定により、保 保険期間の月数(注3) 険契約者が保険契約を ただし、保険契約者が保険契約の条件の変更等を行うために、 解約した場合 中途更改(注4) する場合で、当会社が認めるときは、次の算 式により算出した額を返還します。 ア. 保険期間が1年の場合 未経過期間(注5)の日数 既に払い込まれた 保険料 365 イ. 保険期間が1年に満たない場合 未経過期間(注5)の日数 既に払い込まれた 保険料 保険期間の日数 (注1) 保険契約

第10条(重大事由による解除)(2)については、その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) 既経過期間

保険期間の初日から既に経過した期間をいいます。

(注3) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 中途更改

この保険契約を一旦解約し、その解約日を保険期間の初日として新たな保険契約を当会社と締結することをいいます。ただし、この保険契約を一旦解約しなければ保険契約の条件の変更等ができない場合に限ります。

(注5) 未経過期間

保険期間の末日までの残存期間をいいます。

第16条(保険料算出の基礎)

- (1) 保険契約者または被保険者が、売上高等について保険契約締結時に事実と異なる金額を申告し、申告した額が実際の額に不足する場合は、当会社は、実際の額に基づく保険料に対する申告した額に基づく保険料の不足する割合をもって、保険金の支払額を削減することができます。
- (2) 直近の会計年度の売上高等を適用することが適当でない特別の事情がある場合は、売上高等を調整することができるものとします。

第17条 (事故発生時の義務等)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った場合は、この保険契約に付帯された特約において規定する事故発生時の義務等を履行しなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(1)の 義務等に違反したときは、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保 険金を支払います。

第18条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができます。
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約 に付帯された特約に規定する保険金の請求書類のうち当会社が求めるものを提出しなければ なりません。
- (3) 当会社は、保険事故の内容、損害または費用の額、傷害または疾病の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(3)の規定に違反した場合または本条(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1) からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、傷害発生または疾病発病の有無、この保険契約に適用される特約の規定による補償対象者(注2)に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害または疾病の程度、保険事故と 損害、費用、傷害もしくは疾病との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、 解約、無効、取消しまたは失効の事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害または費用について 被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容 等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条 (2) の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 補償対象者

記名被保険者の業務に従事する者を被保険者とする特約においては、その被保険者と します。

(2) 本条(1)の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4)	180日
② 本条 (1) の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関 その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ 本条(1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120 日
④ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された災害の被災地域における本条 (1) の①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ 本条 (1) の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑥ 損害の発生事由が、過去の判例に照らして特殊である場合もしくは高度な専門技術を要する業務に起因する保険事故である場合または損害が広範囲にわたり同一の保険事故により身体障害を被った補償対象者が多数存在する場合等において、本条(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180 日

(注3) 下表の「期間」に掲げる日数

複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

- (注4) その他の公の機関による捜査・調査結果の照会
 - 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) 本条(2) に掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条(2)の①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、本条(2)の①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条(1) から(3) までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者また は保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場 合(注5) には、これにより確認が遅延した期間については、本条(1) から(3) までの 期間に算入しないものとします。

(注5) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(5) 本条(1) から(4) までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第20条 (時効)

保険金請求権は、第18条(保険金の請求)(1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその身体障害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② 上記①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
 - (注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) 本条(1) の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

第22条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 23 条 (準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

2. 特約

(1) 業務災害補償基本特約

この保険契約には、この特約第5条(死亡補償保険金のお支払い)から第8条(通院補償保険金のお支払い)に規定する補償のうち、保険証券にこの保険契約の対象である旨記載された補償が適用され、当会社は、その限度で保険責任を有するものとします。

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認めら れる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
医師	被保険者または補償対象者が医師である場合は、被保険者または 補償対象者以外の医師をいいます。
業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法等の規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ① 補償対象者が職務等(注1)に従事している間および補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 ② 上記①にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員等(注2)である場合における職務等(注1)に従事している間とは、役員等(注2)としての職務に従事している間(注3)で、かつ、次のいずれかに該当する間をいいます。 ア 被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間ウ被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間エ 取引先との契約、会議(注5)などのために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間オ 補償対象者に対し労災保険法等による給付が決定される身体障害が発生した時の職務従事中および通勤中(注1)職務等 被保険者が行う業務に係る職業または職務をいいます。(注2)役員等事業主または役員をいいます。(注3)職務に従事している間通勤途上を含みます。(注4)正規の就業時間中

	休暇中を除きます。	
	(注5)会議	
	会食を主な目的とするものを除きます。	
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体 に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害 に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。	
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法(大正11年法律第70号) ② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号) ④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号) ⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号) ⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)	
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められて いる歯科診療報酬点数表をいいます。	
下請負人	記名被保険者と締結された下請契約における請負人(注1)および下請契約における請負人(注1)と直接の使用関係にある者のうち、記名被保険者の業務(注2)に従事中の者をいいます。(注1)下請契約における請負人数次の請負による場合の請負人を含みます。(注2)記名被保険者の業務建設業法(昭和24年法律第100号)第1章第2条第5項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業を営む者および貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者の業務に限ります。	
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。	
死亡・後遺障害補償保 険金額	補償対象者ごとに、保険証券記載の死亡・後遺障害補償保険金額をいいます。	
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の 算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次 に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ア 創傷処理 イ 皮膚切開術 ウ デブリードマン エ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定 術および授動術 オ 抜歯手術 ② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3) (注1)診療行為	

歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手 術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(注2) 先進医療

手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

(注3) 先進医療(注2) に該当する診療行為

治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。 ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

身体障害

次のいずれかに該当する身体の障害をいいます。

① 傷害

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害
- イ 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に牛ずる中毒症状 (注1)
- ② 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒(注2)
- ③ 業務に起因して生じた症状

業務遂行に伴って発生する症状のうち、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10 (2003年版) 準拠」に記載された分類項目中、次に掲げる基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

- ア 熱および光線の作用(基本分類コード:T67)
- イ 気圧または水圧の作用(基本分類コード:T70)
- ウ 低酸素環境への閉じ込め (基本分類コード:W81)
- エ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露(基本分類コード: W94)
- ④ 外来性疾病

労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号)第 35 条 に列挙されている疾病のうち、上記①から③までに該当しないもので、かつ、次の要件をすべて満たすものをいいます。ただし、振動性症候群、腱鞘炎、負傷によらない業務上の腰痛、疲労の蓄積もしくは老化によるもの、精神的ストレスを原因とするもの(注 3)またはかぜ症候群は除きます。

- ア 偶然かつ外来によるもの
- イ 労働環境に起因するもの
- ウ 疾病の原因が時間的および場所的に確認できるもの

- (注3)業務のために所有もしくは使用する施設 事務所、営業所、工場等をいいます。
- (注4) 被保険者との契約 請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に適用されます。

第2条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が被保険者の業務に従事中に被った身体障害について、被保険者が 補償対象者またはその遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、 保険金の種類ごとに保険証券に記載された金額またはこの特約によって定められた金額を、 この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。
- (2) 1回の保険事故(注)について、補償対象者1名に対し当会社が支払うべき死亡補償保険金および後遺障害補償保険金の額は、第5条(死亡補償保険金のお支払い)および第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)の規定による額とし、かつ、死亡・後遺障害補償保険金額を限度とします。
 - (注) 保険事故

次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 補償対象者が被った身体障害が傷害である場合は、その原因となった事故
- ② 補償対象者が被った身体障害が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒である場合 は、それらの原因となった食品の摂取
- ③ 補償対象者が被った身体障害が業務に起因して生じた症状である場合は、その症状 の発症または発病
- ④ 補償対象者が被った身体障害が外来性疾病である場合は、その発症または発病

第3条(保険期間と支払責任の関係)

当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生したものとみなします。

第4条(保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(注1) に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者(注2)の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

- ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- (注1)身体障害

これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

(注2) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務 を執行するその他の機関をいいます。

(注3)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注5) 核燃料物質(注4) によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和 35 年労働省令第6号)第1条各号に規定する疾病
 - ③ 補償対象者の故意または重大な過失によって、その補償対象者本人が被った身体障害
 - ④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害
 - ⑤ 補償対象者の犯罪行為または闘争行為によってその補償対象者本人が被った身体障害
 - ⑥ 補償対象者が次のいずれかに該当する間にその補償対象者本人が被った身体障害 ア 法令に定められた運転資格(注6)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条 (酒気帯び運転等の禁止) 第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ② 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起 因して生じた症状または外来性疾病である場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産によって生じた身体障害
 - ⑨ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた身体障害が、当会社が保険金を支払うべき身体障害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - (注6) 法令に定められた運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(3) 当会社は、補償対象者が頸部症候群(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、 それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなる ときでも、保険金を支払いません。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

- (4) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因 する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記①と同種の有害な特性

第5条(死亡補償保険金のお支払い)

当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡・後遺障害補償保険金額の全額を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)

(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

後遺障害補償 保険金の額 = 死亡・後遺障害補償保険金額 × 別表1に掲げる各等級の後遺 障害に対する割合

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて 180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、身体障害を被った日からそ の日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、本条(1) のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に 相当すると認められるものについては、身体障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級 の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、死亡・後遺障害補償保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

区 分	割合
① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合	重い後遺障害に該当する等級の3級上位の 等級に対する保険金支払割合
② 上記①以外の場合で、別表1の第1級 から第8級までに掲げる後遺障害が2種 以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の2級上位の 等級に対する保険金支払割合
③ 上記①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるとき	重い後遺障害に該当する等級の1級上位の 等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合 の合計の割合が上記の保険金支払割合に達 しない場合は、その合計の割合を保険金支 払割合とします。
④ 上記①から③まで以外の場合	重い後遺障害の該当する等級に対する保険 金支払割合

(5) 既に後遺障害のある補償対象者が第2条の身体障害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、死亡・後遺障害補償保険金額に次の割合を乗じた額を、後遺障害補償保険金として支払います。

適用する割合

別表1に掲げる加重後の後 遺障害に該当する等級に対 する保険金支払割合

既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合

第7条(入院補償保険金および手術補償保険金のお支払い)

(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を、入院補償保険金として被保険者に支払います。

入院補償保険金の額 = 入院補償保険金日額 × 入院した日数(注1)

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院補償保険金を支払いません。

- (2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。
 - (注2) 医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 補償対象者が入院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院補償保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院補償保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に病院または 診療所において、第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害の治療を直接の目的とし て手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として被保険者に 支払います。ただし、1事故に基づく身体障害について、1回の手術に限ります(注3)。
 - ① 入院中(注4)に受けた手術の場合

手術補償保険金の額 = 入院補償保険金日額 ×10

② 上記①以外の手術の場合

手術補償保険金の額 | = | 入院補償保険金日額 | × 5

(注3) 1回の手術に限ります。

同一の原因に基づく身体障害に対して上記①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注4) 入院中

第2条の身体障害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条 (通院補償保険金のお支払い)

(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被保険者に支払います。

通院補償保険金の額 = 通院補償保険金日額 × 通院した日数(注1)

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院した日数に含めません。

(2) 補償対象者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の身体障害を被った別

表 2 に掲げる部位を固定するために医師の指示によりギプス等 (注 2) を常時装着したときは、その日数について、本条(1)の通院をしたものとみなします。

(注2) ギプス等

ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

- (3) 当会社は、本条(1) および(2) の規定にかかわらず、前条の入院補償保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院補償保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が通院補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院補償保険金の支払を 受けられる身体障害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院補償保険金を支払 いません。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(注)の合計額が補償対象者またはその遺族に支払われる補償金の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(注)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 補償対象者またはその遺族に支払われる補償金の額から、他の保険契約等から支払われた 保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)

を限度とします。 (注) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第10条(死亡の推定)

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が傷害によって死亡したものと推定します。

第11条(他の身体障害または疾病の影響)

- (1)補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の身体障害を被った後にその原因と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の身体障害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治療をさせなかったことにより第2条の身体障害が重大となった場合も、本条(1)と同様の方法で支払います。

第12条 (事故発生時の義務等)

(1)補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知し

なければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に通知しなければなりません。
 - (注) 他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含み ます。
- (3) 補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合 は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面 により通知しなければなりません。

第13条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとして定める補償金について被保険者の支払が確定した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第14条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第12条(事故発生時の義務等)の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、身体障害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した補償対象者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) 本条 (1) の規定による診断または死体の検案 (注1) のために要した費用 (注2) は、当会社が負担します。
 - (注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2)費用

収入の喪失を含みません。

第15条(補償対象者への支払義務)

- (1)被保険者は、第2条(保険金をお支払いする場合)により受領した保険金の全額を、補償対象者またはその遺族に支払わなければなりません。
- (2) 本条(1) の規定に違反した場合には、被保険者は、既に受領した保険金のうち補償対象者またはその遺族に支払われなかった部分を当会社に返還しなければなりません。

第16条(補償対象者への支払を証する書類)

被保険者は、保険金の請求時に次のいずれかの書類を当会社に提出しなければなりません。

- ① 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる書類
- ② 補償対象者またはその遺族が被保険者から金銭を受領したことが確認できる書類
- ③ 被保険者が補償対象者またはその遺族に金銭を支払ったことが確認できる書類

第17条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1 後遺障害等級表

等 級	後遺障害	割合
第1級	(1)両眼が失明したもの	
	(2)値しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要す	
	るもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	100%
	(5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6)両上肢の用を全廃したもの	
	(7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(8) 両下肢の用を全廃したもの	
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表に	
	よるものとします。以下同様とします。)が 0.02 以下になったもの	
	(2) 両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要す	89%
	360	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
Mr. O VIII	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの (1) 1 TH (5 TH) (1 TH)	
第3級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服す	
	(3) 仲紀ポ初の後形または桐仲に者しい厚音を残し、終夕力份に加り ることができないもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することが	78%
	(4) 胸版印刷品の仮形に有しい桿音を残し、松牙刃物に放りることができないもの	1070
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は	
	指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをい	
	います。以下同様とします。)	
第4級	(1) 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの	
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃したものとは、	69%
	手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位	
	指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残す	
	ものをいいます。以下同様とします。)	
	(7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの	

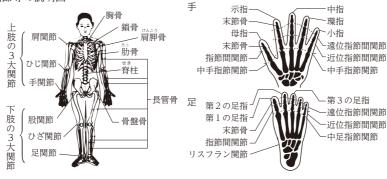
# 86級 (1) 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 唯しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通 の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の 3大関節中の 2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の 3大関節中の 2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の 3大関節中の 2関節の用を廃したもの (8) 1手の 5の手指または母指を含み 4の手指を失ったもの (1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指と含み 4 の手指を失ったもの (7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの (8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの (足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第 1 の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の鑿丸を失ったもの		(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全	59%
(2) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第7級 (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (7) 1 手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	第6級	(2) 望しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度 になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通 の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの	50%
きない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の 話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務 に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する ことができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	
	第8級	きない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節以ます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%
(2) 脊柱に運動障害を残すもの	第8級	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

	(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%
第9級	 (1)両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの (2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1 耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1 手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1 手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1 足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの (16)外貌に相当程度の醜状を残すもの (17)生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 値しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が 1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指の用を廃したもの (8) 1 下肢を 3 cm 以上短縮したもの (9) 1 足の第1の足指または他の 4 の足指を失ったもの	20%

	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	
	(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(4) 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程	
	度になったもの	
	(6)1耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することがで	15%
	きない程度になったもの	
	(7)脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの	
	(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障	
	があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	
	(2)1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、筋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの	
	(6)1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	(7)1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	10%
	(8)長管骨に変形を残すもの	
	(9)1手の小指を失ったもの	
	(10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失っ	
	たものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	(12) 1 足の第 1 の足指または他の 4 の足指の用を廃したもの	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	(14)外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの	
	(2)1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3)正面視以外で複視を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの	
	(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	
	(7)1手の小指の用を廃したもの	7 %
	(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの	
	(9)1下肢を1cm 以上短縮したもの	
	(10) 1 足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの	
	(11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の	
	用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	
第 14 級	(1)1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの	4 %

- (2) 3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
- (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの
- (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができな くなったもの
- (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの
- (9) 局部に神経症状を残すもの
- 注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分を いいます。

注2 関節等の説明図



別表 2 ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

- 1. 長管骨または脊柱
- 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
- 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
- (注) ギプス等

ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表1・注2の図に示すところによります。

別表 3 保険金請求書類

別表 3 保険金請求書類					
保	死亡	後遺障害	入院	手術	通院
1. 保険金請求書	0	0	0	0	0
2. 保険証券	0	0	0	0	0
3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる 書類	0	0	0	0	0
4. 当会社の定める身体障害状況報告書	0	0	0	0	0
5.業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる 書類	0	0	0	0	0
6. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	0	0	0	0	0
7. 死亡診断書または死体検案書	0				
8.後遺障害もしくは身体障害の程度または手術の内容を証明する医師の診断書		0	0	0	0
9. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			0	0	0
10. 被保険者の印鑑証明	0	0	0	0	0
11. 補償対象者の戸籍謄本	0				
12. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に 照会し説明を求めることについての同意書	0	0	0	0	0
13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)	0	0	0	0	0
14. 労災保険法等の給付請求書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)	0	0	0	0	0
15. 労災保険法等の支給決定通知書(写)(労災保険法等によって給付が決定されることが保険金支払要件である場合)	0	0	0	0	0
16. 補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類	0	0	0	0	0
17. 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について 了知していることが確認できる書類	0	0	0	0	0
18. 保険金受領についての確認書	0	0	0	0	0
19. 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類	0	0	0	0	0
20. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保 険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うた めに欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結 の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0	0	0	0

注 保険金を請求する場合には、 \bigcirc を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

(2) 業務災害補償追加特約

<用語の説明-定義>

この特約が付帯された保険契約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
構内下請負人	専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(注1) 内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険 者と直接締結された契約(注2)に基づき、記名被保険者の業務に従 事する者をいいます。 (注1)業務のために所有もしくは使用する施設 事務所、営業所、工場等をいいます。 (注2)直接締結された契約 請負契約、委託契約等をいいます。なお、記名被保険者の下請 負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を含みます。
コンピュータシ ステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 ① サイバー攻撃により生じた事象 ② サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、アおよびイを除きます。 エ コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、アからウまでを除きます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、次のものを含みます。 ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為

記名被保険者の下請負人(注1)および下請負人の直接の使用関係に ある者のうち、記名被保険者の業務に従事中の者(注2)をいいます。 (注1)下請負人
数次の請負による場合は下請負人のすべてをいいます。
(注2) 業務に従事中の者
構内下請負人に該当する者を含みます。
記名被保険者に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。パー
ト・アルバイトなど雇用されている者を含みますが、雇用契約以外の
委託契約による労働者や派遣労働者は含みません。
次のいずれかに該当する者をいいます。
① 被承継人の相続人
② 被承継人の権利義務を承継する吸収合併存続会社または新設合併
設立会社
次のいずれかに該当する者をいいます。
① 死亡した記名被保険者
② 吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となった記名被保険者
この保険契約に適用される次のいずれかに該当する特約をいいます。
① 業務災害補償基本特約
② 医療費用補償保険金支払特約
③ 休業補償保険金支払特約
労働者派遣業を行う者から派遣され、記名被保険者の指揮または命令
を受けて、記名被保険者の業務に従事中の派遣労働者をいいます。
次のいずれかに該当する者をいい、従業員に該当する者を除きます。
① 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)に規定する役員
② 雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執行役員
③ 個人事業主および家族従事者 (注)
(注) 家族従事者
労働基準法に規定する「労働者」以外の者で、かつ、労働者災害
補償保険法に基づき特別加入を行っている者に限ります。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に適用されます。

第2条 (法定外補償規定における保険金支払に関する特則)

当会社は、この特約により、記名被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、補償保険金支払特約の保険金支払に関する規定にかかわらず、記名被保険者がその規定に基づき補償対象者または法定相続人に支給するべき金額を被保険者に支払います。ただし、保険金額を限度とします。

第3条(相続・合併時の特則)

(1) 保険契約締結の後、記名被保険者が死亡した場合、または記名被保険者が吸収合併消滅会 社もしくは新設合併消滅会社となった場合において当会社が保険金を支払う損害は、死亡ま たは合併の直前まで被承継人が行い、かつ、承継人が引き続き行う業務に従事中に補償対象者が被った身体障害についての損害に限ります。

(2) 本条 (1) の場合において、相続または合併があった時以降の期間について、次の規定を下表のとおり読み替えます。

規 定	読 替 前	読 替 後
業務災害補償基本 特約<用語の説明 - 定義>の「補償 対象者」	被保険者の行う業務(注1)	死亡または合併の直前まで被承継 人が行い、かつ、承継人が引き続 き行う業務(注1)
<用語の説明-定 義>の「従業員」	記名被保険者に使用される者で賃 金を支払われる者をいいます。	死亡または合併の直前まで被承継 人に使用され、かつ、承継人にも 引き続き使用され、それぞれから 賃金が支払われる者をいいます。
<用語の説明-定 義>の「下請負人」	記名被保険者の下請負人および下請負人(注1)の直接の使用関係にある者のうち、記名被保険者の業務に従事中の者(注2)をいいます。	被承継人の下請負人および下請負人(注1)の直接の使用関係にある者のうち、死亡または合併の直前まで被承継人が行い、かつ、承継人が引き続き行う業務に従事中の者(注2)をいいます。
<用語の説明 - 定義>の「構内下請負人」	専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは住用する施設(注 1) 内または記名被保険者が記名被保険者で、記名被保険者と直接締結された契約 (注2) に基づき、者をいいまもしく の業務に従事する者をいいましく は使用する施設 事務所、営業所、工場等をいいます。 (注2) 直接締結された契約 請負契約、委託契約等をいいます。なお、とおる被保 険者のために所有もしく は使用する施設 事務所、ご業所、工場等をいいます。 で注2) 直接締結された契約 請負契約、委託契約等をいいます。なお、と締結合の 下請契約を含みます。	次のいずれかの場所において、被 承継人の死亡をは結構を (注1)に基づき、被子・ 、かつたと直接・ 、かつたと直接・ 、が引きに直接・ 、かつたと直接・ 、かったと直接・ 、かったと、 、を主き、 、が引きには、 、のしたを 、のした。 、で被子をいい合のた。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のした。 、のは、 、のは、 、のは、 、のは、 、のは、 、のは、 、のは、 、のは

		(注2) 被承継人が業務のために 所有または使用し、かつ、 承継人が引き続き所有また は使用する施設 事務所、営業所、工場等 をいいます。
<用語の説明-定義>の「派遣労働者」	労働者派遣事業を行う者から派遣され、記名被保険者の指揮または命令を受けて、記名被保険者の業務に従事中の派遣労働者をいいます。	労働者派遣事業を行う者から派遣され、被承継人の死亡または合併の直前まで被承継人の指揮または命令を受けて、被承継人が行う業務に従事し、かつ、引き続き承継人の指揮または命令を受けて、承継人が引き続き行う業務に従事中の派遣労働者をいいます。

第4条(補償対象者への支払を証する書類提出に関する義務を怠った場合の影響)

業務災害補償基本特約第16条(補償対象者への支払を証する書類)の①から③までの書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造しもしくは変造した場合、または同条の義務に違反した場合は、被保険者は既に受領した保険金を当会社に返還しなければなりません。

第5条 (代位の一部修正)

当会社は、普通保険約款第2章 基本条項第21条(代位)の規定を次のとおり読み替えて適用します。

- 「(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
- ② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

- (2) 本条(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する本条(1) または(2) の債権の保全 および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなけれ ばなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第6条 (戦争危険等免責の一部修正)

- (1) 当会社は、業務災害補償基本特約第4条(保険金をお支払いしない場合)(1)の②の規定を次のとおり読み替えて適用します。
 - 「② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変

または暴動(注3)。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為を除きます。 なお、テロ行為とは、政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する 団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動 をいいます。

- (2) 当会社は、業務災害補償基本特約第4条(保険金をお支払いしない場合)(1)の②以外の 規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、同条(1)の②と同じ規定がある場合は、 その規定についても本条(1)と同様に読み替えて適用します。
- (3) 当会社は、本条(1) により読み替えた業務災害補償基本特約第4条(保険金をお支払いしない場合)(1) の②または本条(2) により読み替えた規定のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、本条(1) および(2) の規定は適用しません。
 - (注) 保険契約の引受節囲

保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等に おいて定めたものをいいます。

(4) 本条(3) の規定により当会社が本条(1) および(2) の規定を適用しない場合は、将来に向かってのみ本条(1) および(2) の読み替えはなかったものとします。

第7条(サイバーインシデントの取扱い)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因して生じた保 険事故による損害等に対して、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に 従い、保険金をお支払いします。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(3) 役員・個人事業主等フルタイム補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の補償対象者が記名被保険者の役員・個人事業主等である場合は、この特約により、同条(1)を次のとおり読み替えます。

「第2条(保険金をお支払いする場合)

(1) 当会社は、補償対象者が被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその 遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険金の種類ごとに保 険証券に記載された金額またはこの特約によって定められた金額を、この特約および普通保 険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(4) 従業員フルタイム補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の補償対象者が記名被保険者の従業員である場合は、この特約により、同条(1)を次のとおり読み替えます。 「第2条(保険金をお支払いする場合)

(1) 当会社は、補償対象者が被った身体障害について、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、保険金の種類ごとに保険証券に記載された金額またはこの特約によって定められた金額を、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(5) 労災認定身体障害追加補償特約

<用語の説明-定義>

(1) この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約<用語の説明-定義>の「身体障害」に次の⑤を追加して適用します。

г		
l	用語	定 義
	身体障害	⑤ 労災認定身体障害
		労働基準法施行規則第 35 条に列挙されている疾病のうち、上記①か
		ら④までに該当しないもので、かつ、保険金の種類ごとに、これを原
		因として労災保険法等によって給付が決定されたもの(注)をいいます。
		(注) 労災保険法等によって給付が決定されたもの
		業務災害補償基本特約別表1に掲げる後遺障害の等級について
		は、労災保険法等による決定に従うものとします。

(2) この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約<用語の説明-定義>の 「身体障害を被った時」に次の⑤を追加して適用します。

Γ	用語	定義
	身体障害を被っ	⑤ 労災認定身体障害については、労災保険法等によって給付が決定
	た時	された場合において、労災保険等により特定された発症または発病
		の時

(3) この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約<用語の説明-定義>の 「身体障害を被った日」に次の⑤を追加して適用します。

Γ	用語	定義
	身体障害を被っ	⑤ 労災認定身体障害については、労災保険法等によって給付が決定
	た日	された場合において、労災保険等により特定された発症または発病
		の日

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金をお支払いする場合)

- (1) この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の「保険事故」の注意書きに次の⑤を追加して適用します。
 - 「⑤ 補償対象者が被った身体障害が、労災認定身体障害である場合は、その発症または発病」
- (2)業務災害基本特約第4条(保険金をお支払いしない場合)(2)④の規定にかかわらず、補償対象者が自殺行為によって身体障害を被り、労災保険法等によって給付が決定された場合で、その自殺行為の原因が、保険金の支払の対象となる労災認定身体障害であるときは、その労災認定身体障害と自殺行為を同一の原因から発生した身体障害とみなし、1回の保険事故とします。
- (3) 当会社は、普通保険約款、この保険契約に付帯されている事業主費用補償特約およびこの 特約に従い、これらの特約に規定する保険金を支払います。

第3条(保険期間と支払責任の関係)

当会社は、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合においては、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症もしくは発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から3年以内になされた場合に限り、保険金を支払います。

第4条 (保険金をお支払いしない場合)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第2章第4条(保険金をお支払いしない場合)の④および⑦を次のとおり読み替えて適用します。

- 「④ 補償対象者の自殺行為によってその補償対象者本人が被った身体障害。ただし、自殺行為の原因を問わず、労災保険法等によって給付が決定された場合には、保険金を支払います。」
- 「⑦ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた身体障害。ただし、業務に起因 して生じた症状、外来性疾病または労災認定身体障害に該当する場合は、保険金を支払います。」

第5条(死亡補償保険金のお支払い)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第5条(死亡補償保険金のお支払い)を次のとおり読み替えて適用します。

「第5条(死亡補償保険金のお支払い)

当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合(注1)は、死亡・後遺障害補償保険金額の全額を死亡補償保険金として被保険者に支払います(注2)。

(注1) 身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合

補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合」とあるのは、「死亡した場合」とします。

(注2) 死亡・後遺障害補償保険金額の全額を死亡補償保険金として被保険者に支払います 補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、死亡補償保険金を支 払うのは、補償対象者の遺族による被保険者に対する補償金の請求が労災認定身体障害 追加補償特約第3条(保険期間と支払責任の関係)に規定する期間内になされたときに 限ります。

第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)(1)および(2)を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合(注1)は、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います(注2)。

後遺障害補償 保険金の額

= 死亡・後遺障害補償保険金額

× 別表1に掲げる各等級の後 遺障害に対する割合(注3)

- (注1) 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合 補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、「身体障害を被った 日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合」とあるのは、「後遺障害が 生じた場合」とします。
- (注2)次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います 補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、後遺障害補償保険金 を支払うのは、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が労災 認定身体障害追加補償特約第3条(保険期間と支払責任の関係)に規定する期間内にな されたときに限ります。
- (注3) 別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する割合 横貫サ色素が独った島は障害が光災翌宝島は障害できる場合に

補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、別表1に掲げる後遺障害の等級については、労災保険法等による決定に従うものとします。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、補償対象者が身体障害(注4)を被った日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、身体障害(注4)を被った日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、上記(1)の規定に従って算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。

(注4) 身体障害

労災認定身体障害を除きます。

第7条(入院補償保険金および手術補償保険金のお支払い)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第7条(入院補償保険金および手術補償保険金のお支払い)(1)および(4)を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を、入院補償保険金として被保険者に支払います。

入院補償保険金の額 =

入院補償保険金日額

入院した日数(注1)

(注1) 入院した日数

180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日から

その日を含めて 180 日を経過した後の入院に対しては、入院補償保険金を支払いません。 なお、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、この注意書き において「身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院」とある のは、

「次の①または②の入院

- ① 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。)を開始した日からその日を含めて180日を経過した後の入院
- ② 労災保険法等により特定された発症または発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後の入院|とします。
- 「(4) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内(注3)に病院または診療所において、第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害の治療を直接の目的として手術を受けたときは、次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として被保険者に支払います(注4)。ただし、1事故に基づく身体障害について、1回の手術に限ります(注5)。
- ① 入院中(注6)に受けた手術の場合

手術補償保険金の額 | = | 入院補償保険金日額 | × 10

② 上記①以外の手術の場合

手術補償保険金の額 = 入院補償保険金日額 × 5

(注3) 身体障害を被った日からその日を含めて 180 日以内

補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、「身体障害を被った日からその日を含めて180日以内」とあるのは、「入院補償保険金または通院補償保険金が支払われる期間内」とします。

- (注4)次の算式によって算出した額を、手術補償保険金として被保険者に支払います 補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、手術補償保険金を支 払うのは、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が労災認定 身体障害追加補償特約第3条(保険期間と支払責任の関係)に規定する期間内になされ たときに限ります。
- (注5) 1回の手術に限ります。

同一の原因に基づく身体障害に対して上記①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

(注6) 入院中

第2条の身体障害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条 (通院補償保険金のお支払い)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第8条(通院補償保険金のお支払い)(1)を次のとおり読み替えて適用します。

「(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院補償保険金として被保険者に支払います。

通院補償保険金の額 = 通院補償保険金日額 × 通院した日数(注1)

(注1) 通院した日数

90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、身体障害を被った日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、通院した日数に含めません。

なお、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合は、この注意書きにおいて「身体障害を被った日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院」とあるのは、

次の①または②の通院

- ① 次のいずれか早い日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院
 - ア 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(身体障害により複数 回入院した場合は、初回の入院をいいます。)を開始した日
 - イ 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(身体障害により複数 回通院した場合は、初回の通院をいいます。)を開始した日
- ② 労災保険法等により特定された発症または発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後の通院 | とします。

第9条 (他の身体の障害の影響)

この特約を付帯した保険契約については、業務災害補償基本特約第 11 条(他の身体障害または疾病の影響)に次の(3)を追加して適用します。

「(3)上記(1)および(2)の規定は、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害であって、労災保険法等によって給付が決定された場合には、適用しません。

第10条(保険金の請求)

補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である場合において、当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとして定める補償金について、労災保険法等による給付が決定された時から発生し、これを行使することができるものとします。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(6) 医療費用補償保険金支払特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
一部負担金	法令などの定める治療料金の一部を補償対象者が負担するものをいいます。
医療費用補償保 険金額	保険証券記載の医療費用補償保険金額をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) ② 国民健康保険法 (昭和 33 年法律第 192 号) ③ 国家公務員共済組合法 (昭和 33 年法律第 128 号) ④ 地方公務員等共済組合法 (昭和 37 年法律第 152 号) ⑤ 私立学校教職員共済法 (昭和 28 年 245 号) ⑥ 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号) ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号)

差額ベッド代	医師の指示により、特別の療養環境の病室に入院する場合において負 担する一般室との差額をいいます。
退院	入院している患者が、常に医師の管理下において治療に専念する必要 がなくなり、病院または診療所を出ることをいいます。
転院	入院している患者が治療・検査を受けるために、医師の指示によって 他の病院または診療所に移ることをいいます。
労働者災害補償制度	次のいずれかの法律に基づく労働者災害補償制度をいいます。 ① 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号) ② 国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号) ③ 裁判官の災害補償に関する法律(昭和 35 年法律第 100 号) ④ 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号) ⑤ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和 32 年法律第 143 号)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として補償対象者が治療を受けた場合は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、補償対象者が負担した次のいずれかに該当する費用で社会通念上妥当と認められる金額を、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に従い医療費用補償保険金として被保険者に支払います。ただし、補償対象者が身体障害を被った日(注1)からその日を含めて365日以内に負担した費用に限ります。
 - ① 補償対象者が治療のために病院等(注4)に支払った費用(注5)
 - ② 入院、転院または退院のための補償対象者に係る移送費および交通費。ただし合理的な 経路および方法による移送費および交通費に限ります。
 - ③ 医師の指示により行った治療に関わる費用、医師の指示により購入した治療に関わる薬剤、治療材料、医療器具の費用またはその他医師が必要と認めた費用
 - (注1)身体障害を被った日

労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合は、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である時は、「身体障害を被った日」とあるのは

「次のいずれか早い日

- ① 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(注2)を開始した日
- ② 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(注3)を開始した日」とします。
- (注2) 入院

身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。

(注3) 通院

身体障害により複数回通院した場合は、初回の通院をいいます。

(注4)病院等

病院または診療所をいいます。

(注5) 病院等(注4) に支払った費用

公的医療保険制度における一部負担金もしくは一部負担金に相当する費用または標準 負担額、差額ベッド代およびその他補償対象者が病院等(注4)に支払った費用をいい ます。

- (2)上記(1)の費用のうち次のいずれかに該当する給付等がある場合はその額を、補償対象者が負担した費用から差し引くものとします。
 - ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により補償対象者に対して行われる治療に関する給付(注6)
 - ② 補償対象者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
 - ③ 補償対象者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(注7)
 - (注6)治療に関する給付

公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により、一部負担金を支払った補償対象者に対して、その支払った一部負担金に相当する額の範囲内で行われるべき給付。いわゆる「附加給付」を含みます。

(注7) その他の給付

他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、医療費用補 償保険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の 身体障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発 生したものとみなします。
- (2) 労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である時において、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症もしくは発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされたときは、当会社は、その身体障害については、医療費用補償保険金を支払いません。

第4条 (医療費用補償保険金のお支払い)

当会社が支払う医療費用補償保険金の額は、1回の事故および補償対象者1名につき、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。

第5条(普通保険約款および他の特約で支払われる保険金との関係)

当会社は、1回の保険事故であるかどうかにかかわらず、この保険契約に付帯される他の特約により支払われる保険金(注)とこの特約の医療費用補償保険金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

(注)他の特約により支払われる保険金 他の保険契約等により支払われる保険金を除きます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(7) 休業補償保険金支払特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
休業一時金	別表 1 に定める休業一時金をいいます。
休業補償保険金	補償対象者ごとに、保険証券記載の休業補償保険金日額をいいます。
日額	
就業不能	補償対象者が業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場
	合)の身体障害を被り、その治療のために入院していることまたは治
	療を受けていることにより就いていた職業または職務を果たす能力を
	まったく失っている状態をいいます。ただし、次のいずれかに該当す
	る場合は除きます。
	① 補償対象者が身体障害を被った時に就いていた職業または職務の
	一部に従事した場合
	② 補償対象者、訓練または経験により習得した能力に相応する上記
	①と異なる職業または職務に従事した場合
	③ 医師の診断により補償対象者の就業不能の原因となった身体障害
	が治癒したことが確認できた場合
	④ 補償対象者が死亡した場合
就業不能期間	てん補期間における被保険者の就業不能の日数をいいます。
てん補期間	当会社が休業補償保険金を支払う限度日数で、免責期間終了日の翌日
	から起算して保険証券記載の期間をいいます。
保険金	休業補償保険金または休業一時金をいいます。
免責期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である保険証
	券記載の日数をいい、この期間に対しては、当会社は、休業補償保険
	金を支払いません。ただし、免責期間には、上記就業不能の定義にお
	ける①および②の日数を算入しません。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、補償対象者が業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害を被り、その直接の結果として身体障害を被った日(注1)からその日を含めて180日以内に就業不能となった場合は、被保険者が補償対象者に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約によって定められた金額を、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に従い、休業補償保険金および休業一時金を被保険者に支払います。

(注1)身体障害を被った日

労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合で、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である時は、「身体障害を被った日」とあるのは、

「次のいずれか早い日

- ① 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として入院(注2)を開始した日
- ② 補償対象者が身体障害を被り、その直接の結果として通院(注3)を開始した日」とします
- (注2) 入院

身体障害により複数回入院した場合は、初回の入院をいいます。

(注3) 通院

身体障害により複数回通院した場合は、初回の通院をいいます。

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

- (1) 当会社は、補償対象者が身体障害を被った時が保険期間中である場合に限り、休業補償保 険金を支払います。ただし、同一の補償対象者が被った同一の原因から発生した一連の身体 障害は、発生の時または発生の場所を問わず、最初の身体障害が発生した時にすべて発生し たものとみなします。
- (2) 労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である時において、補償対象者またはその遺族による被保険者に対する補償金の請求が、労災保険法等により特定された発症もしくは発病の日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされたときは、当会社は、その身体障害については、休業補償保険金を支払いません。

第4条(休業補償保険金のお支払い)

(1) 当会社は、免責期間を超えた就業不能期間に対し、次の算式によって算出した額を、休業補償保険金として被保険者に支払います。

| 休業補償保険金の額 | = | 休業補償保険金日額 | × | 就業不能期間(注)の日数

(注) 就業不能期間

てん補期間中に限ります。

(2) 当会社は、補償対象者が休業補償保険金の支払を受けられる期間中にさらに休業補償保険金の支払を受けられる身体障害を被った場合においても、重複する期間に対して、重ねて休業補償保険金を支払いません。この場合においては、後の身体障害についてはその身体障害を被った日に就業不能となったものとみなし、新たに免責期間およびてん補期間を適用します。

第5条 (就業不能の再発)

- (1) 免責期間を超える就業不能が終了した後、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しても休業補償保険金を支払います。ただし、再発した就業不能に対しては、新たに免責期間およびてん補期間を適用しません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に、補償対象者が、その就業不能の原因となった身体障害によって再び就業不能となった場合は、当会社は、再発した就業不能に対しては休業補償保険金を支払いません。

第6条(休業補償保険金の内払)

就業不能が30日以上継続する場合は、当会社は、被保険者の申し出に基づいて、休業補償保険金の内払を行うことができます。

第7条(休業一時金のお支払い)

- (1)補償対象者の被った身体障害が別表1に掲げる項目に該当する場合で、かつ被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する休業補償保険金の代わりとして休業一時金の支払を選び、被保険者に損害が発生した場合は、当会社は休業一時金を被保険者に支払います。ただし、補償対象者1名につき、別表1に掲げる支払限度額を限度とします。なお、この場合、業務災害補償基本特約第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)の規定は適用しません。
- (2) 被保険者が、休業一時金の支払を受けようとする場合は、補償対象者が身体障害を被った 日からその日を含めて 30 日以内にその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (3)(1)および(2)の規定にかかわらず、第8条(保険金の請求)(2)の規定に基づき、当会社が既に休業補償保険金の内払を行っている場合は、休業一時金を選ぶことはできません。

第8条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が補償対象者に支払うものとして定める補償金 について被保険者の支払が確定した時(注)から発生し、これを行使することができるもの とします。
 - (注) 支払が確定した時

労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合、補償対象者が被った身体障害が 労災認定身体障害である時は、労災保険法等による給付が決定された時とします。

- (2) 第6条(休業補償保険金の内払)の規定に基づき休業補償保険金の内払を行う場合は、本 条(1)の規定にかかわらず、当会社に対する保険金請求権は、就業不能期間が30日に達し た時ごと、または医師の診断があった時に発生し、これを行使することができるものとします。
- (3)被保険者が休業補償保険金の支払を請求する場合は、次の書類を提出しなければなりません。
 - ① 身体障害の内容および就業不能を証明する医師の診断書
 - ② 別表2に掲げる書類のうち当会社が求めるもの
- (4) 就業不能期間の日数が30日を超えた場合において、被保険者が休業補償保険金の支払を請求するときは、上記(3)の規定に加えて、労災保険法等によって給付が決定されたことを証明する書類を当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社が不要とする場合は、この規定を適用しません。

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表1 休業一時金の額

休業補償保険金日額 1.000 円に対する休業一時金の額を次のとおりとします。

休業補償保険金日額が1,000円を超え、または1,000円に満たない場合は、1,000円に対する休業補償保険金日額の割合によって計算した金額とします。

次の部分の完全脱臼

股関節…84,000円

膝関節 (膝蓋骨の脱臼を除きます。) …42,000 円

リスフラン関節…42,000円

足関節…42,000円

手関節…37,800円

肘関節…28,000円

肩関節…28.000円

中手指節関節または指関節…7,000円

中足指節関節または趾関節…7,000円

次の部分の完全骨折

頭骨…91,000円

大腿骨…84,000円

上腕骨…75,600円

骨盤…70.000円

肩甲骨…49,000円

脛骨または腓骨…63.000円

膝蓋骨…63,000円

鎖骨…49,000円

尺骨または撓骨…35,000円

足骨(趾骨を除きます。) …28,000円

手骨(指骨を除きます。) …25,200円

下顎骨(歯槽突起を除きます。)…14.000円

肋骨、指骨または趾骨…14,000円

別表 2 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める身体障害および就業不能状況報告書
- 5. 業務に従事中に被った身体障害であることを確認できる書類
- 6. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書
- 7. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについて の同意書
- 8. 被保険者の印鑑証明書
- 9. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 10. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
- 11. 補償対象者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
- 12. 補償対象者が家族従事者の場合は、労働者災害補償保険法に基づき特別加入を行っていることが確認できる書類
- 13. 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる 書類
- 14. 保険金受領についての確認書

- 15. 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
- 16. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(8) 疾病入院補償保険金支払特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる 異常所見をいいます。
医師	法令に定める医師をいいます。ただし、補償対象者本人が医師である 場合は、その本人を除きます。
1回の入院	次のいずれかに該当する入院をいいます。 ① 入院を開始した時から、終了する時までの継続した入院 ② 保険金を支払うべき入院を終了した後、その入院の原因となった 疾病と同一の疾病(注)によって再入院した場合は、再入院と前の 入院とを合わせた入院をいいます。ただし、入院が終了した日から その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に補償対象者が再入 院した場合は、前の入院とは異なった入院として取り扱います。 (注)同一の疾病 医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。
継続契約	疾病入院補償保険金支払保険契約の保険期間の末日(注)を保険期間の初日とする疾病入院補償保険金支払保険契約をいいます。 (注)保険期間の末日 その疾病入院補償保険金支払保険契約が末日前に解約または解除されていた場合はその解約または解除の日とします。
疾病	補償対象者が被った身体の障害(注)で、医師によりその発病が診断されたもののうち、次のいずれにも該当しないものをいいます。 ① 業務災害補償基本特約における身体障害 ② 労災認定身体障害追加補償特約における身体障害 (注)身体の障害 正常分娩は除きます。
疾病入院補償保 険金日額	補償対象者ごとに、保険証券記載の疾病入院補償保険金日額をいいます。
疾病入院補償保険 金支払保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
疾病を被った時	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、 医師の診断によりはじめて発見された時をいいます。

支払限度日数	第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する保険金を支払う限度
	とする日数で、保険証券記載の支払限度日数をいいます。
初年度契約	継続契約以外の疾病入院補償保険金支払保険契約をいいます。
入院	治療が必要であり、自宅等(注)での治療が困難なため、病院等に入り、
	常に医師の管理下において治療に専念することをいい、美容上の処置、
	正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない
	人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる
	目的とするもの等は含みません。ただし、分娩のための入院は、別表
	1に規定する異常分娩と認められる場合に限り、疾病の治療を目的と
	する入院とみなします。
	(注) 自宅等
	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に定める有料老人ホーム
	および老人福祉施設ならびに介護保険法(平成9年法律第 123 号)
	に定める介護保険施設等を含みます。
病院等	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に定める日本国内にある病院また
	は診療所をいいます。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)
	に定める介護療養型医療施設または介護医療院を除きます。
保険金	疾病入院補償保険金をいいます。
保険事故	第3条(損害の定義)に規定する事由をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が疾病を被り、その直接の結果として、医師の治療を必要とし、かつ、その疾病の治療を直接の目的とする入院を開始した場合は、被保険者が補償対象者またはその遺族に支払うものとしてこの保険契約において定める金額であって、この特約によって定められた金額を、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に従い、保険金として被保険者に支払います。
- (2) 1回の保険事故について、補償対象者1名に対し当会社が支払うべき保険金の額は、第7条(保険金のお支払い)の規定による額とします。

第3条 (損害の定義)

この特約において損害とは、前条に規定する入院を開始した場合に、被保険者が補償金(注)を支出することによって被る損害をいいます。

(注)補償金

被保険者が補償対象者またはその遺族へ支給するものとして定める金銭をいい、名称を問いません。

第4条 (保険期間と支払責任の関係)

(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する入院を開始した時が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、補償対象者が疾病を被った時が保険期間の開始時またはこの保険契約の補償対象者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、補償対象者が疾病を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約が継続されてきた保険契約の補償対象者となった時のうち、いずれか遅い時より前であるときは、当会社は、保険金を支払いません。
- (4) 本条(3)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日またはこの保険契約の補償対象者となった日のうち、いずれか遅い日からその日を含めて1年を経過した後に補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する入院を開始したときは、当会社は、その入院はこの保険契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の補償対象者となった時より後に被った疾病を原因とするものとみなして取り扱います。
- (5) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約の保険期間中に開始した第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する入院が、この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかにおいて既に同条に規定する入院に該当していたときは、当会社は、重複しては保険金を支払いません。

第5条(補償対象者)

- (1) この特約において補償対象者とは、保険証券記載の補償対象者のうち、被保険者の構成員に該当する者であって、次のいずれかに該当する者とします。ただし、保険期間の初日における満年令が75才以上の者を除きます。
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第1項に規定する被保険者。ただし、同法 同条第2項に規定する日雇特例被保険者および同法同条第4項に規定する任意継続被保険 者を除きます。
 - ② 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第37条第1項および地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第39条第1項に規定する組合員
 - ③ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)第 14 条第 1 項に規定する教職員等
 - ④ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)第 2 条に規定する船員として船舶所有者に使用される者
 - ⑤ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者。ただし、同 法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者、同法第38条第1項に規定する短期雇用 特例被保険者および同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除きます。
 - ⑥ 被保険者が個人事業主の場合には、被保険者本人
- (2) 保険期間の初日以降に本条(1) に該当した構成員は、その日から補償対象者に該当するものとします。

第6条(保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者(注1)の故意または重大な過失
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)

- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑤ 上記②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
- (7) 補償対象者の故意または重大な過失
- ⑧ 補償対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ⑨ 補償対象者に対する刑の執行
- ⑩ 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者の麻薬、大麻、あへん、 覚せい剤、シンナー等(注5)の使用
- ① 治療を目的として医師が使用した場合以外における補償対象者のアルコール依存、薬物 依存(注6)
- (注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注4) 核燃料物質(注3) によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注5)シンナー等

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第3条の3の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

(注6)薬物依存

平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編[疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I CD - 10(2013 年版)準拠」に定められた分類項目中の基本分類コード F 11. 2、F 12. 2、F 13. 2、F 14. 2、F 15. 2、F 16. 2、F 18. 2、F 19. 2 に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、あへん、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(2) 当会社は、補償対象者が顫部症候群(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第7条(保険金のお支払い)

(1) 当会社は、補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の疾病を被り、その直接の結果として、入院した場合(注1)は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を、保険金として被保険者に支払います。

保険金の額 = 疾病入院補償保険金日額 × 入院した日数(注2)

(注1) 入院した場合

補償対象者が、保険金支払の対象となっていない入院中に、保険金を支払うべき他の疾病を被った場合は、その疾病の治療を開始した時に入院したものとみなします。

(注2) 入院した日数

1回の入院について、支払限度日数を限度とします。

- (2) 本条(1)の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注3)であるときには、その処置日数を含みます。
 - (注3) 医療の給付としてされたものとみなされる処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 補償対象者が保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる疾病を 被った場合においても、当会社は、重複しては保険金を支払いません。
- (4) 保険金を支払うべき入院が終了した後、補償対象者が、その入院の原因となった疾病と同一の疾病(注4)によって再入院した場合は、再入院とその前の入院とを合わせて1回の入院とみなします。この場合において、再入院については新たに支払限度日数の規定を適用しません。
 - (注4) 同一の疾病

医学上重要な関係がある疾病は、同一の疾病とみなします。

- (5) 本条(4)の規定にかかわらず、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、その再入院は前の入院とは異なった入院として取り扱います。この場合において、再入院については新たに支払限度日数の規定を適用します。
- (6)補償対象者が疾病を被った時の属する日(注5)から保険金を支払うべき入院を開始した 日までの間に、この疾病入院補償保険金支払保険契約(注6)の支払条件の変更があった場 合は、当会社は、この保険契約の支払条件により算出された保険金の額と、変更前の支払条 件により算出された保険金の額(注7)のうち、いずれか低い金額を支払います。
 - (注5)疾病を被った時の属する日

疾病を被った時の属する日が入院を開始した日の1年前の応当日以前の場合は、その 応当日の翌日を起算日とします。

(注6)疾病入院補償保険金支払保険契約

この保険契約が継続契約である場合は、継続前の疾病入院補償保険金支払保険契約も 含みます。

(注7) 保険金の額

2回以上の変更があった場合は、各々の変更前の支払条件により算出された保険金の額のうち、最も低い金額とします。

第8条(他の身体の障害の影響)

- (1)補償対象者が第2条(保険金をお支払いする場合)の疾病を被った時既に存在していた身体の障害の影響により、または同条の疾病を被った後にその原因と関係なく発生した身体の障害の影響により同条の疾病が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく補償対象者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険者が治

療をさせなかったことにより第2条 (保険金をお支払いする場合) の疾病が重大となった場合も、本条 (1) と同様の方法で支払います。

第9条 (保険金の内払)

当会社は、入院が30日以上継続する場合は、被保険者の申し出によって、保険金の内払を行うことができます。

第10条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する入院が終了した時または1回の入院にあたる入院日数の合計が支払限度日数に到達した時のいずれか早い時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 前条の規定に基づき保険金の内払を行う場合は、本条(1)の規定にかかわらず、当会社 に対する保険金請求権は、入院が30日に到達した時ごとに発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表2に掲げる書類のうち、当会社が求める ものを提出しなければなりません。
- (4) 当会社は、疾病の内容または程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、本条(3) に規定するもの以外の書類の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく本条(4)の規定に違反した場合または本条(3)もしくは(4)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条 (読替規定)

(1) この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読 替 前	読 替 後
第2章 基本条項第1条(保 険責任の始期および終期) (3)	保険事故	入院
第2章 基本条項第2条(保 険責任のおよぶ範囲)	保険事故	疾病

(2) この特約については、業務災害補償基本特約を下表のとおり読み替えて適用します。

業務災害補償基本特約の規定	読 替 前	読 替 後
第12条 (事故発生時の義務等)(1)および(2)	第2条 (保険金をお支払いす る場合) の身体障害を被った 場合	疾病入院補償保険金支払特約第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する入院を開始した場合
第12条 (事故発生時の義 務等)(1)	身体障害発生の状況および 身体障害の程度	疾病および入院の内容等

第14条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)	身体障害	疾病
第15条 (補償対象者への 支払義務) (1)	第2条(保険金をお支払いす る場合)	疾病入院補償保険金支払特 約第2条 (保険金をお支払い する場合)

第12条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 1 対象となる異常分娩

平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容を伴う分娩とし、保険期間の開始時以降に開始したものに限ります。分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年度版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩及び産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿及び	O 10 ~O 16
高血圧性障害	
主として妊娠に関連するその他の母体障害	○ 20 ~○ 29
胎児及び羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O 30 ~O 48
分娩の合併症	0 60 ~0 75
分娩(単胎自然分娩(○ 80)は除く)	081~084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	0 85 ~0 92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	○ 94 ~○ 99

別表 2 保険金請求書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 疾病を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める疾病状況報告書
- 5. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- 6. 補償対象者が死亡した場合は、死亡診断書または死体検案書
- 7. 疾病の程度を証明する医師の診断書
- 8. 疾病に対する治療内容を記載した診断書および診療報酬明細書等
- 9. 入院日および入院日数を記載した病院等の証明書類
- 10. 被保険者の印鑑証明書
- 11. 補償対象者の戸籍謄本
- 12. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書

- 13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 14. 補償対象者またはその遺族が保険金の請求内容について了知していることが確認できる 書類
- 15. 保険金受領についての確認書
- 16. 被保険者が費用を負担することまたは支払ったことおよびその金額を証明する書類
- 17. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(9) 継続契約の取扱いに関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、疾病入院補償保険金支払特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を 適用する旨記載されているときに適用されます。

第2条 (継続契約の取扱い)

疾病入院補償保険金支払特約第4条(保険期間と支払責任の関係)(1) および(2) の規定にかかわらず、この保険契約等(注1) が初年度契約(注2)である場合において、他の保険契約等(注3)の末日(注4)をこの保険契約等(注1)の初日とすることを保険契約者または被保険者が証明できるとき(注5)は、この保険契約等(注1)を継続契約(注6)、他の保険契約等(注3)を初年度契約(注2)とそれぞれみなして同条(3)から(5)までの規定を適用します。

(注1) この保険契約等

この保険契約またはこの保険契約が継続されてきた保険契約をいいます。

(注2) 初年度契約

継続契約(注6)以外の疾病入院補償保険金支払保険契約(注7)をいいます。

(注3) 他の保険契約等

疾病入院補償保険金支払特約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいい、この特約が付帯された保険契約と保険契約者が同一かつ当会社が認めたものに限ります。

(注4)他の保険契約等(注3)の末日

他の保険契約等(注3)が保険期間の末日前に解除されていた場合はその解除日とします。

(注5) 他の保険契約等(注3) の末日(注4) をこの保険契約等(注1) の初日とすること を保険契約者または被保険者が証明できるとき

疾病入院補償保険金支払特約を保険期間の中途で付帯した場合において、他の保険契約等(注3)の末日(注4)を疾病入院補償保険金支払特約の保険期間の初日とするときを含みます。

(注6) 継続契約

疾病入院補償保険金支払保険契約(注7)の保険期間の末日(注4)を保険期間の初日とする疾病入院補償保険金支払保険契約(注7)をいいます。

(注7)疾病入院補償保険金支払保険契約

疾病入院補償保険金支払特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(10)後遺障害等級限定(第1~3級)補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害が次のいずれかに該当する場合に限り、業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)の規定に従い後遺障害補償保険金を支払います。

- ① 業務災害補償基本特約別表1の規定に従い第1級から第3級までの後遺障害に該当する場合
- ② 業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)(4)または(5)の規 定により算出した割合が、業務災害補償基本特約別表1の第3級に掲げる割合以上の場合

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(11) 後遺障害等級限定(第1~7級)補償特約

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、身体障害を被った補償対象者に発生した後遺障害が次のいずれかに該当する場合に限り、業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)の規定に従い後遺障害補償保険金を支払います。

- ① 業務災害補償基本特約別表1の規定に従い第1級から第7級までの後遺障害に該当する場合
- ② 業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い)(4)または(5)の規 定により算出した割合が、業務災害補償基本特約別表1の第7級に掲げる割合以上の場合

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(12) 入院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
入院補償保険金 支払限度日数	業務災害補償基本特約第7条(入院補償保険金および手術補償保険金のお支払い)(1)に規定する入院補償保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (入院補償保険金支払限度日数の変更)

当会社は、この特約により、業務災害補償基本特約第7条(入院補償保険金および手術補償保険金のお支払い)(1)の規定にかかわらず、入院補償保険金支払限度日数は30日とします。

第3条 (進用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(13) 通院補償保険金支払限度日数変更特約(30日用)

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
通院補償保険金	業務災害補償基本特約第8条(通院補償保険金のお支払い)(1) に規
支払限度日数	定する通院補償保険金を支払う限度とする日数をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (通院補償保険金支払限度日数の変更)

当会社は、この特約により、業務災害補償基本特約第8条(通院補償保険金のお支払い)(1)の規定にかかわらず、通院補償保険金支払限度日数は30日とします。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(14) 外来性疾病等補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いしない場合)

当会社は、業務災害補償基本特約<用語の説明-定義>の「身体障害」のうち③および④に該当する身体障害については、保険金を支払いません。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(15) 自動車搭乗中補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いしない場合)

当会社は、記名被保険者が所有、使用または管理する自動車等に業務従事中(注)に搭乗している間に、補償対象者が被った業務災害補償基本特約<用語の説明-定義>の「身体障害」のうち、①に該当する身体障害については、保険金を支払いません。

(注) 通勤途上は除きます。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(16) 事業主費用補償特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共
	済金の額をいいます。
死亡・後遺障害 補償保険金	業務災害補償基本特約において規定する死亡補償保険金または後遺障 害補償保険金をあわせた補償保険金をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金をお支払いする場合)の全部または一部に対して支払 責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険契約者	保険契約者が連合体である場合は、その構成員のうち普通保険約款等 の被保険者が所属する組織または補償対象者と雇用関係のある事業主 をいいます。
保険事故	補償対象者が被った、当会社が死亡・後遺傷害補償保険金を支払うべ き身体障害をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額であって、保険 証券記載の免責金額をいいます。(注) (注)保険証券記載の免責金額をいいます。 免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、業務災害補償基本特約において死亡・後遺障害補償保険金を支払う場合には、 被保険者が臨時に負担する費用に対しては、この特約、業務災害補償基本特約および普通保 険約款の規定に従い、事業主費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 本条(1) の費用とは、次に掲げる費用で、社会通念上妥当と認められる費用をいいます。 ただし、死亡・後遺障害補償保険金の支払原因となった事故等の発生の日からその日を含め て180日以内に要した費用に限ります。
 - ① 葬儀費用、香典、花代、弔電費用等の補償対象者の葬儀に関する費用
 - ② 遠隔地で事故が発生した際の補償対象者の捜索費用、移送費用等の救援者費用
 - ③ 事故現場の清掃費用等の復旧費用
 - ④ 補償対象者の代替のための求人採用等に関する費用
 - ⑤ その他死亡・後遺障害保険金の支払事由に直接起因して負担した費用

第3条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、事業主費用保険金を支払います。

第4条 (事業主費用保険金のお支払い)

- (1) 当会社が支払う第2条(保険金をお支払する場合)の事業主費用保険金の額は、補償対象者1名につき、保険証券記載の保険金額をもって限度とします。
- (2)本条(1)の規定にかかわらず、補償対象者の遺族または補償対象者に支払う費用については、 補償対象者1名につき100万円または保険証券記載の保険金額のいずれか低い額を限度とし ます。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注1)がある場合において、支払責任額(注2)の合計額が、第2条(保険金をお支払いする場合)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を事業主費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(注2)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 費用の額から、他の保険契約等(注1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差 し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注2)を限度とします。
- (注1) 他の保険契約等

第2条(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

他の保険契約等(注1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の 額をいいます。

第6条 (事故の発生時の義務等)

(1) 第2条(保険金をお支払いする場合)の費用が発生した場合は、保険契約者または被保険

者は、遅滞なく事故発生の状況等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の費用が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく他の保険契約等(注1)の有無および内容(注2)を当会社に通知しなければなりません。
 - (注1) 他の保険契約等

第2条の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約 をいいます。

(注2)他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等(注1)から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その 事実を含みます。

第7条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の規定に基づき被保険者が事業主費用保険金の支払を 請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 被保険者の印鑑証明書
- 4. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 5. 被保険者が費用を支払ったことおよびその金額を証明する書類。ただし、次の金額の範囲 内の保険金請求分については、損害の額を証明する書類がなくても保険金を支払います。
 - ア 死亡保険金を支払う場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・10 万円
 - イ 後遺障害保険金を支払う場合
 - (ア)後遺障害の程度による支払割合が70%以上の場合・・・・・・・・・5万円
 - (イ)後遺障害の程度による支払割合が40%以上70%未満の場合・・・・・・3万円
- 6. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(17) 死亡・後遺障害 (第1~7級) 臨時費用補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社が業務災害補償基本特約において次のいずれかの保険金を支払う場合は、当会社は、 別表に定める金額を、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に従い、 臨時費用保険金として被保険者に支払います。
 - ① 死亡補償保険金
 - ② 死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償基本特約別表1の第3級に掲げる保険金支 払割合を乗じた額以上の後遺障害補償保険金
 - ③ 死亡・後遺障害補償保険金額に業務災害補償基本特約別表1の第7級に掲げる保険金支 払割合を乗じた額以上の後遺障害補償保険金。ただし、上記②に規定する場合を除きます。
- (2)1回の保険事故について、補償対象者1名につき当会社が支払うべき臨時費用保険金の額は、 別表に定める死亡補償保険金に対応する保険金額を限度とします。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金額

保険金の種類	臨時費用保険金の額
① 死亡補償保険金	補償対象者1名につき 100 万円
② 後遺障害補償保険金(第2条(保険金をお支払いする場合)(1)の②の場合)	補償対象者 1 名につき 25 万円
③ 後遺障害補償保険金 (第2条(1)の③の場合)	補償対象者 1 名につき 15 万円

(18) メンタルヘルス対策費用補償特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
精神障害	総務庁告示分類項目(注)中の分類コードが次のいずれかに該当する
	精神障害
	① F 04からF 09まで
	② F 20 から F 51 まで
	③ F 53 からF 54 まで
	④ F 59 からF 63 まで
	⑤ F 68からF 69まで
	⑥ F 99

(注) 総務庁告示分類項目

平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合に適用されます。

- ① この保険契約に労災認定身体障害追加特約の適用があること。
- ② 保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、補償対象者が業務の従事中に被った労災認定身体障害追加補償特約に規定する 労災認定身体障害について、労災保険法等によって給付が決定した精神障害により当会社が 労災認定身体障害追加補償特約において保険金を支払う場合に、被保険者が負担した次のい ずれかに該当する費用に対しては、この特約および業務災害補償基本特約および普通保険約 款の規定に従い、メンタルヘルス対策費用保険金として被保険者に支払います。
 - ① 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰に向けた対策に係る費用
 - ② 精神障害により休職した補償対象者の職場復帰支援プランの作成に係る費用
- (2)上記(1)に規定するほか、補償対象者が労災認定身体障害追加補償特約に規定する労災認定身体障害を被ったとして労災保険法等に基づく給付申請(注1)がなされた場合は、その疾病が業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として補償対象者の身体障害にかかる労災保険法等に基づく給付の不支給が決定されたことにより、当会社が労災認定身体障害追加補償特約において保険金を支払わないときであっても、当会社は、メンタルヘルス対策費用保険金を被保険者に支払います。
 - (注1) 労災保険法等に基づく給付

給付請求を行った者に対して当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請 求等を行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

- (3) 当会社のメンタルヘルス対策費用保険金の支払は、1回の労災認定身体障害(注2) について1回限りとします。
 - (注2) 1回の労災認定身体障害

上記(2)に該当する場合は、労災認定身体障害に該当するとして労災保険法等に基づく給付申請がなされたものをいいます。

第3条 (メンタルヘルス対策費用保険金のお支払い)

第2条(保険金をお支払する場合)(1)の保険金の支払いは、補償対象者1名につき15万円を限度とします。

第4条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、補償対象者が業務の従事中に被った労災認定身体障害追加補償特約に規定する身体障害(注)について、労災保険法等による給付または不支給の決定時から発生し、これを行使することができるものとします。
 - (注)身体障害

ここでは、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害である、または労災認定身体 障害に該当するとして労災保険法等に基づく給付申請がなされたものである場合に限ります。

- (2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の規定に基づき被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、業務災害補償基本特約別表3の書類に加えて、次の書類を当会社に提出しなければなりません。
 - ① 労災保険法等の給付請求に関する意見の申出、調査等のために被保険者が労働基準監督 署に提出した書類(写)
 - ② 労災保険法等の不支給決定通知書(写)

第5条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(19) 法律相談費用補償特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

	この特約にわいく使用される伏の用語は、それぞれ伏の定我によります。 		
用語	定 義		
継続契約	法律相談費用補償保険契約の保険期間の末日(注)を保険期間の初日 とする法律相談費用補償保険契約をいいます。		
	(注)保険期間の末日		
	その法律相談費用補償保険契約が末日前に解除または解約されて		
	いた場合はその解除または解約の日とします。		
初年度契約	継続契約以外の法律相談費用補償保険契約をいいます。		
身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含み ます。		
法律相談	補償対象者の身体障害の発生を受け、被保険者が負担する可能性のあ		
	る責任について被保険者があらかじめ当会社の同意を得て行う次の相		
	談をいいます。		
	① 弁護士が行う法律相談		
	② 司法書士が行う司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号) 第 3 条第 1 項第7号に定める相談		
法律相談費用	法律相談の対価として弁護士等(注1)に支払われるべき費用(注2)		
	をいいます。		
	(注1) 弁護士等		
	弁護士または司法書士をいいます。		
	(注2) 支払われるべき費用		
	顧問料(注3)を除きます。		
	(注3) 顧問料		
	弁護士等が契約によって継続的に行う一定のサービスの対価を		
	いいます。		

法律相談費用補 償保険契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
保険事故	補償対象者が被った業務遂行(注)に起因すると疑われる身体障害を いいます。 (注)業務遂行
	被保険者の業務の遂行をいい、そのための通勤を含みます。
補償対象者	業務災害補償基本特約における補償対象者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する者 ② 専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(注1)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名被保険者と直接締結された契約(注2)に基づき、被保険者に使用され、記名被保険者の業務に従事する、上記①以外の者(注1)業務のために所有もしくは使用する施設事務所、営業所、工場等をいいます。 (注2)直接締結された契約請負契約、委託契約等をいいます。なお、記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を含みます。
役員	次のいずれかに該当する者をいい、従業員に該当する者を除きます。
	① 法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) に規定する役員 ② 雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執行役員

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、保険事故について、被保険者があらかじめ当会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対して、この特約、業務災害補償基本特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。
- (2) 当会社は本条(1) の法律相談費用のうち使用者賠償責任補償特約の規定により支払われるべき費用については、保険金を支払いません。

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、②および③の者については、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の下請負人
- ③ 上記①または②が法人である場合は、その役員

第4条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した場合に限り、法律相談費用保険金を支払います。

第5条 (保険適用地域と支払責任の関係)

当会社は、次のいずれかに該当する場合、かつ、被保険者が日本国内で法律相談を行ったことにより生じた法律相談費用に限り、法律相談費用保険金を支払います。

- ① <用語の説明-定義>の「補償対象者」の①に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内または国外で発生した場合
- ② <用語の説明-定義>の「補償対象者」の②に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内で発生した場合

第6条(保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(注1)について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注2)もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ④ 核燃料物質(注4)またはこれによって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他 の有害な特性またはその作用
 - ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (注1)身体障害

これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

(注2) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3)暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注5) 核燃料物質(注4) またはこれによって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に規定する疾病
 - ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続き を行っていない事業において発生した身体障害
 - ④ 被保険者が個人の場合には、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った 身体障害
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記①と同種の有害な特性
- (4) 当会社は、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が 終了した日の翌日から起算して3年を経過した後に法律相談がなされた場合は、その職業性 疾病について生じた法律相談費用に対しては、法律相談費用保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、次のいずれかに該当する法律相談費用については、法律相談費用保険金を支払いません。
 - ① 初年度契約の保険期間の開始時より前に行った法律相談と同一の原因から生じた一連の法律相談(注6)にかかる法律相談費用
 - ② 初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害(注7)について、被保険者が行った法律相談にかかる法律相談費用
 - ③ この保険契約の補償対象者となった時より前に被った身体障害(注8)について、被保 険者が行った法律相談にかかる法律相談費用
 - (注6) 一連の法律相談

同一の原因から生じた複数の補償対象者に関する法律相談は、一連の法律相談とします。

(注7) 初年度契約の保険期間の開始時より前に被った身体障害 初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害に限り ます。

(注8) この保険契約の補償対象者となった時より前に被った身体障害 この保険契約の補償対象者となった時より前に被保険者が発生を知っていた身体障害 に限ります。

第7条(法律相談費用保険金のお支払い)

- (1) 当会社が支払う第2条(保険金をお支払いする場合)の法律相談費用保険金の額は、身体障害を被った補償対象者の人数にかかわらず、1回の災害につき10万円をもって限度とします。
- (2) 本条 (1) にいう「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の身体障害をいいます。

第8条 (事故発生時の義務等)

- (1) 第2条(保険金をお支払いする場合)の法律相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、あらかじめ、その法律相談の原因となった補償対象者の身体障害発生の状況および身体障害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは補償対象者の診断書、診療報酬明細書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定のほか、第2条(保険金をお支払いする場合)の法律相談が必要になった場合は、保険契約者または被保険者は、法律相談することについて、その相談の内容が記載された書面を当会社に提出し、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- (3) 第2条(保険金をお支払いする場合)の法律相談が必要になった場合は、保険契約者また は被保険者は、遅滞なく他の保険契約等の有無および内容(注)を当会社に通知しなければ なりません。
 - (注)他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含み ます。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)から(3)までの規定に違反

した場合は、当会社は、本条(1)から(3)までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)の法律 相談費用が生じた時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の規定に基づき被保険者が法律相談費用保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(注1)がある場合において、支払責任額(注2)の合計額が、第2条(保険金をお支払いする場合)(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を法律相談費用保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額(注2)
- ② 他の保険契約等(注1)から保険金または共済金が支払われた場合 費用の額から、他の保険契約等(注1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差 し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注2)を限度とします。
- (注1) 他の保険契約等

第2条(1)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

(注2) 支払責任額

他の保険契約等(注1)がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第11条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 当会社の定める身体障害状況報告書
- 5. 医師の診断書、領収書および診療報酬明細書
- 6. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書
- 7. 死亡診断書または死体検案書
- 8. 被保険者の印鑑証明書
- 9. 補償対象者の戸籍謄本
- 10. 被保険者が負担した法律相談費用の支出を証明する書類

- 11. 被保険者が負担した法律相談費用の内容を証明する書類
- 12. 当会社が補償対象者の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書
- 13. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)
- 14. その他当会社が普通保険約款第2章基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(20) 使用者賠償責任補償特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定 義
1 災害	発生の日時、場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故 をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険 事故が発生したものとします。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に 残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至っ たものまたは身体の一部の欠損をいいます。
支払限度額	当会社が支払うべき保険金の限度額で、保険証券記載の支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共 済金の額をいいます。
身体障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含み ます。
損害賠償請求権者	補償対象者の身体障害について、被保険者に対する損害賠償請求の権 利を有する者をいいます。
損害賠償責任額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき 損害賠償金に相当する額をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟 費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
保険事故	補償対象者が業務上の事由または通勤(注)により被った身体障害をいいます。 (注)業務上の事由または通勤 労災保険法等の取扱いに準拠します。
補償対象者	業務災害補償基本特約における補償対象者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 現実に労災保険法等による給付対象となる資格を有し、記名被保険者の業務に従事する者 ② 専ら、記名被保険者が業務のために所有もしくは使用する施設(注1)内または記名被保険者が直接業務を行う現場内において、記名

	被保険者と直接締結された契約(注2)に基づき、被保険者に使用され、記名被保険者の業務に従事する、上記①以外の者(注1)業務のために所有もしくは使用する施設事務所、営業所、工場等をいいます。 (注2)直接締結された契約請負契約、委託契約等をいいます。なお、記名被保険者の下請負人と締結された数次の請負による場合の下請契約を含みます。
免責金額	被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
役員	次のいずれかに該当する者をいい、従業員に該当する者を除きます。 ① 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)に規定する役員 ② 雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執行役員

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、保険事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって 被る損害に対して、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)のほか、当会社は、被保険者が、第6条(損害の範囲)(1)の②から⑥までの 費用を支出することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- (3) この特約に対しては、次の特約は適用されません。
 - ① 自動車搭乗中補償対象外特約
 - ② 外来性疾病等補償対象外特約
 - ③ テロ危険等補償対象外特約
 - ④ 天災危険補償特約

第3条(補償の対象となる方-被保険者)

この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、②および③の者については、記名被保険者の業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の下請負人
- ③ 上記①または②が法人である場合は、その役員

第4条 (保険期間と支払責任の関係)

当会社は、保険事故が保険期間中に発生した(注)場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険事故が保険期間中に発生した

補償対象者の被った身体障害が後遺障害もしくは死亡または職業性疾病の場合は、それらの原因となった傷害の発生時または疾病の発症時に身体障害が発生したものとします。なお、その身体障害について労災保険法等によって給付が決定された場合は、労災保険法等によって負傷日または発症日と認定された日に身体障害が発生したものとします。

第5条(保険適用地域と支払責任の関係)

当会社は、次のいずれかに該当する場合についてのみ保険金を支払います。

- ① <用語の説明-定義>の「補償対象者」の①に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内または国外で発生した場合
- ② <用語の説明-定義>の「補償対象者」の②に該当する補償対象者については、保険事故が日本国内で発生した場合

第6条 (損害の範囲)

(1) 当会社が保険金を支払うべき第2条(保険金をお支払いする場合)に規定する損害は、次の損害をいいます。

	損 害	損害の内容
1	正味損害賠償金	保険事故について、次の算式によって算出した額をいいます。
		正味損害賠償金 = 損害賠償責任額 - アからウまでの金額の合計額
		ア 労災保険法等により給付されるべき金額(注1)
		イ 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険もしくは責任共済また
		は自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
		ウ 次の金額の合計額
		(ア) 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者が
		法定外補償規定に基づき補償対象者またはその遺族に支払うべ
		き金額
		(イ) 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、この保険
		契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約条項の規定に
		より支払われる保険金のうち、補償対象者またはその遺族に支
		払われるべき金額
		(ウ)上記(ア)または(イ)のほか、一定の災害補償を補償対象者
		に対して行うことを目的とする保険契約(注2)または労働協約、
		就業規則、災害補償規程等に基づき補償対象者またはその遺族
		に支払われる金額がある場合で、かつ、補償対象者またはその遺
		族に支払われる(注3)ことにより被保険者が法律上の損害賠
	損害防止費用	賃責任を免れる場合は、その金額 第10条(事故発生時の義務等)(1)の②に規定する損害の発生お
2	損舌附止負用	第10 宋 (事政宪生時の義務等) (1) の②に規定する損害の完生の よび拡大の防止のために被保険者が支出した必要または有益な費用
		まび拡入の例正のために被体映有が文面した必要または有益な賃用 をいいます。
(3)	求償権保全費用	
	不慎惟体土貝爪	することができる場合において、その権利の保全または行使のため
		に被保険者が支出した必要または有益な費用をいいます。
(4)	緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に
	来心旧巨真//	努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生また
		は拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、
		応急措置、護送、搬出、治療その他被害者に対する緊急で必要な措
		置を行うために被保険者が支出した費用およびあらかじめ当会社の
		承認を得て支出した費用をいいます。
(5)	争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 (注4) について被保険者が当会社の書
		面による同意を得て支出した費用をいいます。

⑥ 協力費用 第 12 条 (当会社による解決の援助およびその協力義務) の規定に 基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解 決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力す るために支出した費用をいいます。

- (注1) 労災保険法等により給付されるべき金額 この金額には「特別支給金」を含みません。
- (注2) 保険契約 共済契約等を含みます。
- (注3)補償対象者またはその遺族に支払われる どのような名目または名称で支払われるかを問いません。
- (注4) 損害賠償責任に関する争訟 訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。
- (2)本条(1)の①の正味損害賠償金の支払は、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限るものとし、〈用語の説明一定義〉の「保険事故」における業務上の事由または通勤に該当するか否かの判定にあたっては、労災保険法等における判定に準じるものとします。ただし、労災認定身体障害追加補償特約が付帯されている場合で、補償対象者が被った身体障害が労災認定身体障害に相当すると認められる身体障害であるときは、それぞれ次に掲げる場合に限るものとします。
 - ① <用語の説明-定義>の「補償対象者」の①に該当する者が被った労災認定身体障害ついては、労災保険法等によって給付が決定された場合。ただし、業務災害または通勤災害に該当しないことを理由として、補償対象者の身体障害にかかる労災保険法等に基づく給付請求(注1)の不支給が決定された場合であっても、その補償対象者の身体障害について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担するときは、保険金を支払います。
 - ② <用語の説明-定義>の「補償対象者」の②に該当する者が被った労災認定身体障害に 相当すると認められる身体障害については、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する 場合
 - (注1) 労災保険法等に基づく給付請求

給付請求を行った者に対して当会社が労災保険法等に基づく審査請求または再審査請求等を行うことを求めた場合は、その審査請求または再審査請求等の手続を含みます。

- (3) 被保険者が本条(1)の⑤または⑥の費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、当会社は、これらの費用に対して保険金を支払います。
- (4) 労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次に掲げるいずれかの額をもって、本条(1)の①のアの金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次に掲げるいずれかの額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合には、その考慮された部分に相当する年金の額を次に掲げるいずれかの額に加算した額をもって本条(1)の①のアの金額とします。
 - ① 労災保険法等の受給権者が前払一時金(注2)の給付を請求することができる場合には、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、労災保険法等により被保険者が損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金(注2)の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
 - ② 上記①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額 が確定した時までに既に受領した年金の総額

(注2) 前払一時金

労災保険法等の受給権者が受給すべき年金に係る前払一時金をいいます。

第7条 (保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって補償対象者が被った身体障害(注1) については、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注2)もしくは被保険者またはこれらの事業場責任者の故意
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
 - ④ 核燃料物質(注4)またはこれによって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
 - ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥ 上記②から⑤までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (注1)身体障害

これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体障害を含みます。

(注2) 保険契約者

保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行 するその他の機関をいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4)核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注5) 核燃料物質(注4) またはこれによって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 風土病による身体障害
 - ② 化学物質による胆管がんまたは粉じんを飛散する場所における業務によるじん肺症もしくはじん肺法(昭和35年法律第30号)に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)第1条各号に規定する疾病
 - ③ 労災保険法等における暫定任意適用事業に該当する事業で、労災保険法等の加入手続き を行っていない事業において発生した身体障害
- (3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体障害については、保険金を支払いません。
 - ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
 - ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する上記①と同種の有害な特性
- (4) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担する ことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 被保険者と補償対象者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合 または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ被保険者が負担しない 賠償責任
 - ② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身

体障害に対して負担する賠償責任

- ③ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第33条第6号または第7号に該当する者のうち、特別加入を行っていない者が被った身体障害に対して被保険者が負担する賠償責任
- (5) 当会社は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第76条(休業補償)第1項または船員法(昭和22年法律第100号)第91条(傷病手当及び予後手当)第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (6) 当会社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額に対しては、保険金を支払いません。
- (7) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、日本国外の裁判所に提起された被保 険者に対する損害賠償請求訴訟によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (8) 補償対象者またはその遺族による被保険者に対する損害賠償請求が、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされた場合は、当会社は、その職業性疾病については、保険金を支払いません。

第8条 (保険金の支払額)

- (1)当会社が、被保険者に保険金として支払う第6条(損害の範囲)(1)の①の正味損害賠償金は、 1災害について免責金額を超える部分とし、かつ、支払限度額をもって限度とします。
- (2)当会社が、被保険者に保険金として支払う第6条(損害の範囲)(1)の②から⑥までの費用は、その全額とします。ただし、同条(1)の⑤の費用については、正味損害賠償金の額が保険証券記載の1災害に適用する支払限度額を超える場合は、当会社は、次の算式により算出される金額のみに対して、保険金を支払います。

Χ

保険金の額 = 第6条(1)の⑤の費用

支払限度額 正味損害賠償金の額

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金をお支払いする場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額の合算額(注1)を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額の合算額(注1)から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の 合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
 - (注1) 損害の額の合算額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、この特約により当会社が保険金を支払うべき損害にかかる他の保険契約等のうち、記名被保険者が契約する施設所有(管理)者賠償責任保険、請負業者賠償責任保険等の賠償責任保険契約(注2)がある場合には、当会社は、この保険契約から優先して保険金を支払います。

(注2) 請負業者賠償責任保険等の賠償責任保険契約

労働災害総合保険の使用者賠償責任条項等、補償対象者の業務上の身体障害に起因する法律上の損害賠償責任を対象とするものを除きます。

第10条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、保険事故または損害が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由の発生の通知	損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由の発生 を知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞 なく当会社に書面により通知すること。
② 損害の発生および拡大 の防止	既に発生した不当行為に係る損害の発生および拡大を防止するために必要な措置を講じること。
③ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく、 当会社に通知すること。 (注)他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を 受けた場合は、その事実を含みます。
④ 訴訟の通知	損害賠償の請求(注)についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに当会社に通知すること。 (注)損害賠償の請求 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における 連帯債務者相互間の求償を含みます。
⑤ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(注)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。 (注)損害賠償の請求 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における 連帯債務者相互間の求償を含みます。
⑥ 損害賠償責任承認の事 前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部また は一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊 急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑦ 労災保険法等に基づく 手続き	労災保険法等に基づく給付に必要な手続き(注)を、遅滞なく行うこと。 (注)給付に必要な手続き 労災保険法等に基づく給付請求が不支給となった場合 で当会社が給付請求を行った者に対して労災保険法等に 基づく審査請求または再審査請求等を求めたときは、そ の審査請求または再審査請求等の手続を含みます。
⑧ 調査の協力等	上記①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類また は証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、 また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

第11条 (事故発生時等の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、

下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 前条①、③、④、⑦お よび®	前条①、③、④、⑦および⑧の規定に違反したことによって 当会社が被った損害の額
② 前条②	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる 損害の額
③ 前条⑤	他人に損害賠償の請求 (注) をすることによって取得することができたと認められる額 (注) 損害賠償の請求 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における 連帯債務者相互間の求償を含みます。
④ 前条⑥	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前条①もしくは⑦に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条(当会社による解決の援助およびその協力義務)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第13条(当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響)

被保険者が、正当な理由がなく前条の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条(保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 正味損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担 する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が 確定した時または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
 - ② 上記①以外の保険金については、その損害が発生した時
- (2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の規定に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

第 15 条 (保険金の請求方法に関する補則)

前条(2)の規定により、記名被保険者以外の被保険者が保険金の支払を請求する場合は、 記名被保険者の同意を得なければなりません。

第16条(損害賠償請求権者の先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注1) について先取特権 を有します。
 - (注1) 被保険者の当会社に対する保険金請求権 第6条(損害の範囲)(1)の①で支払対象となる正味損害賠償金に対するものに限

ります。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が上記(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に 保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支 払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注2)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注2) 保険金請求権

第6条(1)の①で支払対象となる正味損害賠償金に対するものに限ります。

第17条 (読替規定)

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	一	
普通保険約款の規定	読替前	読替後
第2章 基本条項第1条(保 険責任の始期および終期) (3)、同章第3条(契約時に 告知いただく事項-告知義 務)(6)、同章第4条(契約 後に通知いただく事項ー通 知義務)(4)および(5)、 同章第10条(重大事由による解除)(3)ならびに同章 第13条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義 務等の場合)(4)	生じた保険事故	なされた損害賠償請求
同章第3条(契約時に告知 いただく事項-告知義務) (3)の③	保険事故が生じる前	損害賠償請求がなされる前
同章第3条(契約時に告知 いただく事項-告知義務) (5)	保険事故が生じた後	損害賠償請求がなされた後
同章第10条(重大事由に よる解除)(3)	保険事故の生じた後	損害賠償請求のなされた後

第18条 (重大事由による解除の特則)

(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第2章 基本条項第10条(重大事由による解除)(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(注1)を解除することができます。

(注1) この特約

被保険者が該当する場合には、その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 上記(1) の規定による解除が保険事故が発生した後になされた場合であっても、上記(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対して は、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3)上記(1)の規定による解除がなされた場合は、上記(2)の規定は、次の損害については適用しません。
 - ① 普通保険約款第2章 基本条項第10条(重大事由による解除)(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 普通保険約款同章同条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた第6条(損害の範囲)(1)の①の正味損害賠償金の損害

第19条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

提出書類

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 身体障害を被った者が補償対象者であることを確認できる書類
- 4. 労災保険法等の給付請求書(写)
- 5. 労災保険法等の支給決定通知書(写)または不支給決定通知書(写)その他労災保険法等による給付対象外であることを証明する書類
- 6. 補償対象者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
- 7. 補償対象者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、障害の程度を証明する被保険者および 補償対象者以外の医師の診断書
- 8. 補償対象者の休業に伴う保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書(賃金不払を証する もの)
- 9.被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)
- 10. 正味損害賠償金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- 11. 費用に対する保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
- 12. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(21) 死亡のみ補償特約 (使用者賠償責任補償特約用)

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、使用者賠償責任補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、この特約により、使用者賠償責任補償特約の補償対象者が業務上の事由または通勤(注)により死亡した場合に限り、使用者賠償責任補償特約に従い、保険金を支払います。

(注) 業務上の事由または通勤

労災保険法等の取扱いに準拠します。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の 普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこれに付帯される他の特約の規定を準用し ます。

(22) 死亡・後遺障害等級(第1~7級)のみ補償特約 (使用者賠償責任補償特約用)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、使用者賠償責任補償特約が適用されている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、この特約により、使用者賠償責任補償特約の補償対象者が業務上の事由または通勤(注)により次のいずれかに該当する場合に限り、使用者賠償責任補償特約に規定する保険金を支払います。

- ① 補償対象者が死亡した場合
- ② 補償対象者の身体障害が業務災害補償基本特約第6条(後遺障害補償保険金のお支払い) の規定に従い、業務災害補償基本特約別表1 後遺障害等級表の第7級に掲げる保険金支払 割合以上の後遺障害に該当する場合
 - (注)業務上の事由または通勤 労災保険法等の取扱いに準拠します。

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(23) 雇用慣行賠償責任補償特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
使用人	記名被保険者に雇用され、記名被保険者の業務に従事する者をい
	います。
侵害行為	次のいずれかに該当する行為をいいます。
	① 募集、雇用、配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職、
	解雇、賃金、労働時間その他の労働条件について差別的または
	不利益な取り扱いを行うこと。
	② 職場において行われる性的な言動に対する被用者等の対応に
	よりその被用者等に不利益を与えることまたはその性的な言動
	により就業環境を害すること。
	③ 職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であっ
	て、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、被用者等
	の就業環境を害すること。
	④ 次のいずれかの事由に関する、職場において行われる被用者
	等に対する言動により、その被用者等の就業環境を害すること。
	ア 被用者等の妊娠、出産または産前・産後休業等の制度また
	は措置の利用
	イ 育児休業、介護休業およびその他の子の養育または家族の
	介護に関する制度または措置の利用
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を
\M1 → →	含みます。
遡及日	次のいずれかに該当する日をいいます。
	① 本特約を新たに付帯する場合については、保険契約の保険開
	始日 一
	② 本特約を継続して付帯する場合については、上記①と同じ日
	③ 本特約を保険期間の中途で付帯する場合については、その契
退職手当	約内容変更日 労働協約、就業規則、給与規程、退職金規程等の規定により支払
延職十日	カ側 励制 、
	付金およびこれらの性質を有する給付金をいい、名目を問いません。
団体交渉	労働組合その他の労働者の団体が、その代表者を通じて使用者ま
	一たは使用者団体とその労働条件について行う交渉をいいます。
	次の確認、取消しまたは保全を求める請求をいいます。
- C 124 14 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	① 解雇、配置転換命令等の無効の確認または取消し
	② 雇用契約上の地位の確認または保全
賃金	法令、労働協約、就業規則、給与規程、出張旅費規程等の規定に
	より支払われるべき賃金その他の給付金をいい、名目を問いませ
	ん。ただし、退職手当を除きます。
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

3nt CO 32, 505	なのいぜんものおもいいます よだし 割々地内やせの光がに明
被用者等	次のいずれかの者をいいます。ただし、記名被保険者の業務に関
	する場合に限ります。
	① 記名被保険者の使用人
	② 記名被保険者の役員
	③ 記名被保険者が建設業者(注1)の場合は、下請負人ならび
	にその役員および使用人
	④ 上記以外で、専ら記名被保険者が業務のために所有もしくは
	使用する施設(注2)内または記名被保険者が直接業務を行う
	現場内において、記名被保険者との契約(注3)に基づき、記
	名被保険者の業務に従事する者
	⑤ 上記①または②となるための申込みを行った者(注4)。
	⑥ 記名被保険者の子会社(注5)の役員および使用人
	(注1) 建設業者
	建設業法(昭和24年法律第100号)第1章第2条第2
	項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問
	わず、建設工事の完成を請け負う営業を営む者をいいます。
	(注2) 所有もしくは使用する施設
	事務所、営業所、工場等をいいます。
	(注3) 記名被保険者との契約
	請負契約、委任契約、労働者派遣契約等をいいます。
	(注4) 上記①または②となるための申込みを行った者
	記名被保険者が試験、面接、試用その他類似の採用行為
	を実施した者を含みます。
	(注5) 記名被保険者の子会社
	会社法(平成17年法律第86号)第2条に定める子会社
	をいいます。
不当解雇判決等	雇用契約の終了が無効である旨を判決または審判により認定された
	ことをいい、裁判所への訴えの提起もしくは仮処分の申立てまたは
	審判手続の申立てが行われたうえで、雇用契約の終了の取扱いに
	起因する損害賠償責任を負担することが確定した場合を含みます。
保険事故	日本国内において行われた侵害行為により発生した次に掲げる事
	由をいいます。
	① 被用者等の精神的苦痛(注1)またはこれらの者の名誉もし
	くはプライバシーの侵害
	② 雇用契約上の権利の侵害(注2)
	(注1)精神的苦痛
	精神的苦痛に起因する身体の障害を含みます。
	(注2) 雇用契約上の権利の侵害
	被用者等から記名被保険者に対する雇用契約上の権利を
	有することを確認する地位確認等の請求がなされた場合は、
	その請求の原因となった記名被保険者の行為によって雇用
	契約上の権利侵害が発生したものとみなします。

役員	次のいずれかに該当する者をいい、従業員に該当する者を除きます。 ① 法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)に規定する役員 ② 雇用契約を解消し、退職のうえ新たに委任契約を締結した執 行役員
労働争議	労働関係調整法が規定する労働関係の当事者間において、労働関係に関する主張が一致しないで、そのために同盟罷業、怠業、作業所閉鎖その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹することを目的として行う行為およびこれに対抗する行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為が発生している状態または発生するおそれがある状態をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

- (1) 当会社は、保険事故に起因してなされた損害賠償請求について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の損害賠償請求には、次の請求を含みます。また、本条(1)の損害賠償責任には、次の請求により負担する支払責任を含みます。
 - ① 地位確認等の請求
 - ② 賃金等の支払請求
- (3) 当会社は、保険事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に日本国内で被保険者に対してなされた場合に限り、保険金を支払います。
- (4) 当会社が保険金を支払う本条(1)の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

損 害	損害の内容
① 法律上の損害賠 償金	法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいい、不当解雇判決等により記名被保険者が賃金(注)の支払責任を負担することによる支出を含みます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。 (注)賃金雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。
② 争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による 同意を得て支出した費用をいいます。
③ 損害防止軽減費 用・緊急措置費用	第7条(事故発生時等の義務)②または⑤の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続きを行いまたは既に発生した保険事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合において、被保険者がその手続きまたは手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。その手続きを行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが

	判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他 の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出 したその他の費用を含みます。
④ 協力費用	第9条(当会社による解決の援助およびその協力義務)の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

(5) 本条(4)の②に規定する争訟費用には、保険事故の有無に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用を含みます。

第3条(補償の対象となる方―被保険者)

- (1) この特約における被保険者は、次のいずれかに該当する者とします。ただし、②および③ の者については、記名被保険者が行う業務に関する限りにおいて、被保険者に含みます。
 - ① 記名被保険者
 - ② 記名被保険者の役員(注1)
 - ③ 記名被保険者の使用人(注2)
 - (注1) 記名被保険者の役員 既に退任となった役員を含み、遡及日より前に退任した役員を除きます。
 - (注2) 記名被保険者の使用人

既に退職となった使用人を含み、遡及日より前に退職した使用人を除きます。

(2) この特約において、被保険者相互間における他の被保険者は、「他人」とみなします。

第4条 (支払保険金の計算)

(1) 当会社は、第2条(保険金をお支払いする場合)(4)に規定する損害に対して、それぞれ 次の規定に従って保険金を支払います。

第2条(4)の①の法律上	1請求につい	て、?	欠の式により算出	され	る金額を支払います。
の損害賠償金	保険金の額	_	法律上の損害	_	保険証券記載
	体 医 並 り 領	_	賠償金の額		の免責金額
	ただし、保険	期間	を通じ、保険証券	券記 載	ぱの支払限度額を限度
	とします。				
第2条(4)の②から④ま	全額を支払い	ます	0		
での費用					

(2) 本条(1)の適用にあたり、同一の原因または事由に起因する一連の損害賠償請求は、損害賠償請求の時もしくは場所または損害賠償請求者の数にかかわらず、「1請求」によるものとみなし、被保険者に対して最初の損害賠償請求がなされた時にすべての損害賠償請求がなされたものとみなします。

第5条(保険金をお支払いしない場合)

- (1) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。なお、②、④、⑤および⑥の適用に関する判断は、被保険者ごとに 個別に行われるものとします。
 - ① 遡及日より前に行われた次の侵害行為(注1)

- ア 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了(注2)。
- イ 不当に雇用しない行為(注3)
- ② この保険契約の保険期間の初日(注4)において、侵害行為(注1)に起因する損害賠償 請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合(注5)は、その侵害行 為(注1)
- ③ 遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立 てられた事実と同一の、または関連する事実
- ④ 保険契約者または被保険者の故意
- ⑤ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。 ただし、過失犯を除きます。
- ⑥ 法令に違反することを被保険者が認識しながら(注6)行った侵害行為
- ⑦ 他人の身体の障害(注7)または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取
- ⑧ 労働争議または団体交渉において合意された事項。ただし、記名被保険者の労働組合またはこれに類似するその他の社内組織以外の者から申立てを受けた場合に、被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の②から④までの費用を負担することによって被る損害を除きます。
- (注1) 侵害行為

その行為と同一の、または関連もしくは継続するすべての行為は、最初に行為がなされた時にすべてなされたものとみなします。

- (注2) 不当な解雇または事実上もしくは契約上の不当な雇用関係の終了 黙示の契約に対する違反行為を含みます。
- (注3) 不当に雇用しない行為

派遣労働者に対する雇止めを含みます。

(注4) この保険契約の保険期間の初日

この特約が中途で付帯された場合は、「この保険契約の保険期間の初日」とあるのは、「この特約が中途付帯された場合の補償開始日」と読み替えます。

(注5)認識していた場合

認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注6) 認識しながら

認識したと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注7)身体の障害

精神的苦痛に起因するものを除きます。

- (2)当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の請求に起因する損害に対しては、 保険金を支払いません。
 - ① 次の者以外の者からなされた損害賠償請求

ア 被用者等(注8)

イ 上記アに規定する者の相続人

- ② <用語の説明-定義>の「侵害行為」の説明②から④までのいずれかに該当する行為を 行った被保険者本人に対してなされた損害賠償請求
- ③ 被保険者の支払不能、解散、清算または破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別 清算手続その他の倒産手続の開始に起因する損害賠償請求
- (注8)被用者等

過去にその地位にあった者を含みます。

(3) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担する

ことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ② 被保険者の親族に対する賠償責任
- ③ 被用者等が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (4) 当会社は、日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合は、一切の損害(注9) に対して、保険金を支払いません。
 - (注9)一切の損害

その訴訟を提起した者に係る部分に限ります。

- (5) 当会社は、被用者等に対する賃金または退職手当の支払または不払による損害に対しては、 名目がいかなるものであっても、保険金を支払いません。ただし、次の損害を除きます。
 - ① 不当解雇判決等により被保険者に生じた賃金(注10)
 - ② 被保険者が第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の②から④までの費用を負担することによって被る損害
 - (注10) 不当解雇判決等により被保険者に生じた賃金

雇用契約の終了の取扱いが行われた時からその取扱いに起因する損害賠償責任を負担 することが確定した時までの賃金をいい、退職手当を含みません。

(6) 当会社は、この保険契約に使用者賠償責任補償特約が付帯されている場合は、その特約の 規定に従い保険金を支払うべき損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(損害発生予防義務)

- (1)被保険者は、常に損害の発生を予防するために必要な処置を講じるものとします。
- (2) 当会社は、保険期間中いつでも本条 (1) の予防措置の状況を調査し、その不備の改善を 被保険者に請求することができます。

第7条 (事故発生時の義務)

保険契約者または被保険者は、保険事故または損害が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

① 損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由の発生の通知	損害賠償請求がなされるおそれのある原因または事由(注)の発生を知った場合は、その原因または事由の具体的な状況を遅滞なく当会社に書面により通知すること。 (注)原因または事由 請求がなされるおそれのあることが合理的に予想される原因または事由に限ります。
② 損害の発生および拡大の防止	既に発生した不当行為に係る損害の発生および拡大を防止す るために必要な措置を講じること。
③ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(注)について、遅滞なく、 当会社に通知すること。 (注)他の保険契約等の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を 受けた場合は、その事実を含みます。

④ 訴訟の通知	損害賠償の請求(注)についての訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちに当会社に通知すること。 (注)損害賠償の請求 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における 連帯債務者相互間の求償を含みます。
⑤ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求 (注) をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをすること。 (注) 損害賠償の請求 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における 連帯債務者相互間の求償を含みます。
⑥ 損害賠償責任承認の事 前承認	あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑦ 調査の協力等	上記①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類また は証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、 また、当会社が行う損害の調査に協力すること。

第8条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、 下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

1	前条①、③、④および⑦	前条①、③、④および⑦の規定に違反したことによって当会 社が被った損害の額
-		
2	前条②	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる
		損害の額
3	前条⑤	他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得するこ
		とができたと認められる額
		(沙) 担中的隐心禁止
		(注)損害賠償の請求
		損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における
		連帯債務者相互間の求償を含みます。
4	前条⑥	被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前条①もしくは⑦に関する書類に事実 と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、 それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者または被保険者が前条①の通知を行った場合において、その原因または事由に 起因して保険期間終了後5年以内に被保険者に対する損害賠償請求がなされたときは、その 請求は、この保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。ただし、第4条(支 払保険金の計算)(2) の規定が適用される場合またはこの保険契約が保険期間の末日までに 失効しもしくは解除された場合を除きます。

第9条(当会社による解決の援助およびその協力義務)

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、そ

の遂行について当会社に協力しなければなりません。

第10条(当会社が求める協力に応じなかった場合の保険金支払への影響)

被保険者が、正当な理由がなく前条の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会 社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条(保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、次の「保険金請求権が発生する時」欄に規定する時から 発生し、「保険金請求権を行使できる時」欄に規定する時からこれを行使できるものとします。

	損害の種類	保険金請求権が発生する時	保険金請求権を行使できる時
1	第2条(保険金	保険事故による損害が発生し	判決、調停もしくは裁判上の和
	をお支払いする	た時	解または被保険者と被害者の間
	場合)(4)の①		の書面による合意のいずれかに
	の法律上の損害		よって被保険者の損害賠償責任
	賠償金		の有無および第2条(4)の①
			の法律上の損害賠償金の額が確
			定した時
2	第2条(4)の	被保険者が費用を支出した時	第2条(4)の②から④までの
	②から④までの		費用の額が確定した時
	費用		

(2) 第2条(保険金をお支払いする場合)の規定に基づき被保険者が保険金の支払を請求する場合は、別表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

第12条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、支払責任額(注)の合計額が、損害の額を超えるときは、 当会社は、次に掲げる額を雇用関連賠償保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額(注)
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(注)を限度とします。
- (注) 支払責任額

他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第13条(損害賠償請求権者の先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注1) について先取特権を有します。
 - (注1) 保険金請求権

第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の①に規定する法律上の損害賠償金に対するものに限ります。

- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に 保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支 払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注2)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注2) を質権の目的とし、または本条(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注2) 保険金請求権

第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の①に規定する法律上の損害賠償金に対するものに限ります。

第14条 (読替規定)

この特約については、普通保険約款を下表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読 替 前	読 替 後
第2章 基本条項第1条(保 険責任の始期および終期) (3)、同章第3条(契約時 に告知いただく事項-告知 義務)(6)、同章第4条(契 約後に通知いただく事項- 通知義務)(4)および(5)、 同章第10条(重大事由に よる解除)(3)ならびに同 章第13条(保険料の返還 または請求一告知義務・通 知義務等の場合)(4)	生じた保険事故	なされた損害賠償請求
同章第3条(契約時に告知 いただく事項-告知義務) (3) の③	保険事故が生じる前	損害賠償請求がなされる前
同章第3条(契約時に告知 いただく事項-告知義務) (5)および同章第10条(重 大事由による解除)(3)	保険事故の生じた後	損害賠償請求のなされた後

第15条 (重大事由による解除の特則)

(1) 当会社は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款第2章 基本条項第10条(重大事由による解除)(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する 書面による通知をもって、この特約(注)を解除することができます。

(注) この特約

被保険者が該当する場合は、その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 本条(1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、本条(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までになされた損害賠償請求による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1) の規定による解除がなされた場合は、本条(2) の規定は、次の損害について は適用しません。
 - ① 普通保険約款第2章 基本条項第10条(重大事由による解除)(1)の③のアからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 普通保険約款第2章 基本条項第10条(1)の③のアからオまでのいずれかに該当する 被保険者に生じた第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の①の損害

第16条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 保険金請求書類

+81	出書類
*7E □	占吉郑

- 1. 保険金請求書
- 2. 保険証券
- 3. 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または 被保険者と被害者の間の示談書
- 4. 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- 5. 被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を 証明する書類
- 6. 第2条(保険金をお支払いする場合)(4)の②から④までの費用の支出を証する領収書または精算書
- 7. その他当会社が普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(24) 保険料分割払特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定
	する口座(注)をいいます。
	(注) 指定する口座
	提携金融機関に設定した口座とします。

提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をい
	います。
追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、
	変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。
	(注) 追加保険料を当会社に払い込む期日
	保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関
	ごとに当会社の定める期日とします。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金
	額であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいい
	ます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券
	に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、
	保険証券記載の払込期日をいいます。
	(注) 分割保険料を当会社に払い込む期日
	保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関
	ごとに当会社の定める期日とします。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

	区分	払込方法
1	第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
2	第2回目以降の分割保険料	保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が本条(2) の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意 および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属す る月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を 適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保 険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用 しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。

(注) この規定

第6条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第5条(追加保険料の払込み)

(1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加 保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第2章 基本	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込
条項第13条(保険料の返還	まなければなりません。
または請求-告知義務・通知	
義務等の場合) (1) の①およ	
び②に定めるところに従い請	
求した追加保険料	
② 普通保険約款第2章 基本	
条項第13条(1)の③に定	
めるところに従い請求した追	
加保険料	

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が本条(1)の追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認します。

	区分	追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
2	第2回目以降の分割追加保	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。
険料		

(3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加

保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回 分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込み を怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合にお いては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料 払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった 理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 当会社は、保険契約者が前条(1) の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)の①の追加 保険料の払込みを怠った 場合(注1)	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除する ことができます。この場合、当会社は、保険金を支払いませ ん。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請 求することができます。
② 前条(1)の②の追加 保険料の払込みを怠った 場合	追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保 険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この 保険契約に従い、保険金を支払います。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内に その払込みがなかった場合に限ります。

- (2) 本条(1)の①の規定は、普通保険約款第2章 基本条項第4条(契約後に通知いただく 事項-通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じたときより前に発生し た事故による損害等については適用しません。
- (3) 前条(2) の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1) および(2)の規定を適用します。
 - ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 保険契約者が上記②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注2)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。

(注2) この規定

第4条(分割保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する

月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第7条 (解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

(注1) 保険料払込期日

第5条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第5条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保 険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の保 険料払込期日をいいます。

- (2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① 本条(1)の①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払 込期日(注1)または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② 本条 (1) の②による解除の場合は、次回保険料払込期日 (注3) または保険期間の末日のいずれか早い日

第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(25) 保険料分割払特約(団体用)

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定 する口座(注)をいいます。 (注)指定する口座
	提携金融機関に設定した口座とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

追加保険料払込期日	保険契約者が追加保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、 変更手続き完了のお知らせ記載の払込期日をいいます。
	(注)追加保険料を当会社に払い込む期日
	保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関
	ごとに当会社の定める期日とします。
分割追加保険料	追加保険料を変更手続き完了のお知らせ記載の回数に分割した金額
	であって、変更手続き完了のお知らせに記載された金額をいいます。
分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券
	に記載された金額をいいます。
保険料払込期日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、
	保険証券記載の払込期日をいいます。
	(注) 分割保険料を当会社に払い込む期日
	保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関
	ごとに当会社の定める期日とします。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険料の分割払)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むことを承認します。

第3条(分割保険料の払込方法)

(1) 保険契約者は、分割保険料を下表のとおり払い込むものとします。

	区分	払込方法
1	第1回分割保険料	保険契約締結と同時に当会社に払い込むものとします。
		ただし、当会社が特に承認した団体を保険契約者とする
		場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険
		料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月
		の翌月末までに払い込むことができます。
2	第2回目以降の分割保険料	保険料払込期日までに払い込むものとします。

- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、第3回分割保険料の保険料払込期日を第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第4条 (分割保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条(1)の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 保険契約者が本条(2) の第2回目以降の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意 および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「保険料払込期日の属す る月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を 適用します。この場合において、当会社は保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保 険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注)を既に適用 しているときは、払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。

(注) この規定

第6条(追加保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第5条(追加保険料の払込み)

(1) 訂正の申出の承認または通知すべき事項等の通知を受領した場合において、当会社が追加 保険料を請求したときは、下表のとおりとします。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款第2章 基本	当会社が請求した日にその全額を一時に当会社に払い込
条項第13条(保険料の返還	まなければなりません。
または請求-告知義務・通知	
義務等の場合)(1)の①およ	
び②に定めるところに従い請	
求した追加保険料	
② 普通保険約款第2章 基本	
条項第13条(1)の③に定	
めるところに従い請求した追	
加保険料	

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、保険契約者が本条(1)の追加保険料を変更 手続き完了のお知らせ記載の回数および金額に分割して、下表のとおり払い込むことを承認 します。

	区分	追加保険料の払込み
1	第1回分割追加保険料	当会社が請求した日に当会社に払い込むものとします。
2	第2回目以降の分割追加保	追加保険料払込期日までに払い込むものとします。
険料		

(3) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、追加保険料払込期日にその分割追加

保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 第2回目以降の分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回 分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込み を怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合にお いては、第3回分割追加保険料の追加保険料払込期日を第2回分割追加保険料の追加保険料 払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった 理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

第6条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 当会社は、保険契約者が前条(1) の追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 前条(1)の①の追加 保険料の払込みを怠った 場合(注1)	保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除する ことができます。この場合、当会社は、保険金を支払いませ ん。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請 求することができます。
② 前条(1)の②の追加 保険料の払込みを怠った 場合	追加保険料領収までの間に生じた事故による損害等に対して は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 この保険契約に従い、保険金を支払います。

(注1) 追加保険料の払込みを怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内に その払込みがなかった場合に限ります。

- (2) 本条(1)の①の規定は、普通保険約款第2章 基本条項第4条(契約後に通知いただく 事項-通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じたときより前に発生し た事故による損害等については適用しません。
- (3) 前条(2) の定めるところにより、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次のとおりとします。
 - ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1) および(2)の規定を適用します。
 - ② 当会社は、保険契約者が第2回目以降の分割追加保険料について、保険契約者がその分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払い込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
 - ③ 保険契約者が上記②の第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定(注2)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一時に請求できるものとします。

(注2) この規定

第4条(分割保険料領収前の事故)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される 他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する 月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替る規定を含みます。

第7条 (解除-分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険料払込期日(注1)の属する月の翌月末までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合
 - ② 保険料払込期日(注1)までに、その保険料払込期日(注1)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日(注3)に払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みがない場合

(注1) 保険料払込期日

第5条(追加保険料の払込み)(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

(注2) 分割保険料

第5条(2)の規定により、追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保 険料を含みます。

(注3) 次回保険料払込期日

払い込まれるべき分割保険料(注2)の払込みのなかった保険料払込期日の翌月の保 険料払込期日をいいます。

- (2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① 本条(1)の①による解除の場合は、その分割保険料(注2)を払い込むべき保険料払 込期日(注1)または保険期間の末日のいずれか早い日
 - ② 本条(1)の②による解除の場合は、次回保険料払込期日(注3)または保険期間の末日のいずれか早い日

第9条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(26) 保険料支払に関する特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末日までに払い込むものとします。

第3条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当会社は、保険契約者が第2条(保険料の払込み)の規定に従い保険料を払い込まない場合は、 保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第5条 (保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(27) 初回保険料の払込方法等に関する特約

<用語の説明-定義>

この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。

この行列において使用される人の用品は、てれてれ人の定義によりより。					
用語	定 義				
指定口座	保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むために指定				
	する口座(注)をいいます。				
	(注) 指定する口座				
	提携金融機関に設定した口座とします。				
初回追加保険料	追加保険料を一時に払い込む場合は、当会社が請求した追加保険				
	料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回				
	目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。				
初回追加保険料	保険契約者が初回追加保険料を当会社に払い込む期日(注1)で				
払込期日	あって、変更日(注2)の属する月の翌月の変更手続き完了のお				
	知らせ記載の払込期日をいいます。				
	(注1) 初回追加保険料を当会社に払い込む期日				
	保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融権				
	関ごとに当会社の定める期日とします。				
	(注2)変更日				
	訂正の申出または通知すべき事項等の通知に基づき契約				
	内容を変更する日(注3)をいいます。				
	(注3) 契約内容を変更する日				
	普通保険約款第2章 基本条項第4条(契約後に通知い				
	ただく事項-通知義務)(1)の変更の事実が生じた場合は、				
	保険契約者または被保険者の申出に基づく、通知事項の変				
	更の事実が生じた時をいいます。				
初回保険料	保険料を一時に払い込む場合は、この保険契約に定められた総保				
	険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い				
	込むべき分割保険料をいいます。				

初回保険料払込期日	保険契約者が初回保険料を当会社に払い込む期日(注)であって、 保険期間の初日の属する月の翌月の保険証券記載の払込期日をいいます。 (注)初回保険料を当会社に払い込む期日 保険料の払込方法が口座振替による場合は、提携金融機関 ごとに当会社の定める期日とします。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をい います。
保険料分割払特約	この保険契約に付帯された保険料分割払特約または保険料分割払 特約(団体用)をいいます。

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約締結の際に、当会社と保険契約者との間に、あらかじめ初回保険料を 次条に定める方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。

第2条(初回保険料の払込方法)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることによって行うものとします。ただし、その場合には、次に定める条件をすべて満たしていなければなりません。
 - ① 指定口座が、提携金融機関に、保険契約締結のときに設定されていること。
 - ② 保険契約の締結および保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書の提出が、 保険期間の初日の前日(注)までになされていること。
 - (注)保険期間の初日の前日
 - この特約を付して保険契約を締結した旨の所定の保険申込書を当会社が受領した日と保 険期間の初日が同日である場合は、保険期間の初日のこの保険契約の効力発生時とします。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、初回保険料払込期日までに、初回保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が初回保険料を前条(1) に定める口座振替により払い込む場合で、初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときには、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3)保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、 初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければな りません。
- (4)保険契約者が初回保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、保険契約者が初回保険料を払い込むべき初回保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日(注)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

(注)初回保険料払込期日の属する月の翌月の応当日 提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。

第4条(初回保険料の払込みがない場合)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払い込まなければな りません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い 込んだ場合には、初回保険料払込み前の事故による損害等に対しては、普通保険約款第2章 基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3) および普通保険約款に付帯される他の 特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定は適用しません。
- (3) 保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みを怠った場合において、その払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めたときには、当会社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は払込期日の属する月の翌々月までの分割保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条(初回保険料払込み前の事故)

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回保険料払込み前の事故による損害等に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前であり、保険 契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当 会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して 保険金を支払います。
- (3) 本条(2)の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

第6条(保険責任の始期および終期の特則)

保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険契約者が当会社へこの特約を付して保険 契約を締結した旨の所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までの間に生じた 事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第7条(初回追加保険料の払込方法)

- (1)保険契約者または被保険者が、訂正の申出または通知事項等の通知を書面または当会社の 定める通信方法により当会社所定の連絡先に行った場合は、当会社は、初回追加保険料を初 回追加保険料払込期日に指定口座から当会社の口座に振り替えることにより払い込むことを 承認します。ただし、この保険契約の保険料の払込方法が口座振替による場合に限ります。
- (2) 本条(1) の規定にかかわらず、当会社の定めるところにより、初回追加保険料を口座振替以外の方法で払い込むことができます。

第8条(初回追加保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、初回追加保険料払込期日までに、初回追加保険料を払い込まなければなり

ません。

- (2)保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回追加保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者が初回追加保険料を前条(1) に定める口座振替により払い込む場合、保険契約者は、初回追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (4)保険契約者が初回追加保険料を前条(1)に定める口座振替により払い込む場合で、初回追加保険料を払い込むべき初回追加保険料払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日(注)を初回追加保険料払込期日とみなしてこの特約および保険料分割払特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
 - (注)初回追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日 提携金融機関の休業日に該当する場合には、その休業日の翌営業日とします。
- (5) 保険契約者は、普通保険約款第2章 基本条項第13条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(1)の③に定める通知については、保険契約者または被保険者に正当な理由があり、かつ、当会社が認める場合を除いてこれを撤回することはできません。

第9条(初回追加保険料の払込みがない場合)

- (1) 初回追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回 追加保険料を初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社の指定した場所に払 い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みを怠った場合は、次のとおりとします。

追加保険料の区分	事故の取扱い
① 普通保険約款第2章 基本条項第13条(保険	第11条(解除-保険料不払の場合)(1)の②の規定により この保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払
料の返還または請求一告 知義務・通知義務等の場合)(1)の①および② の追加保険料の払込みを 怠った場合	いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
② 普通保険約款第2章 基本条項第13条(1) の③の追加保険料の払込 みを怠った場合	初回追加保険料領収前に生じた事故による損害等に対して は、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、 この保険契約に従い、保険金を支払います。

- (3) 本条(2)の①の規定は、普通保険約款第2章 基本条項第4条(契約後に通知いただく 事項-通知義務)(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じたときより前に発生し た事故による損害等については適用しません。
- (4)保険契約者が本条(2)の初回追加保険料の払い込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は「初回追加保険料払込期日の属す

る月の翌月末」を「初回追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当会社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月までの分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険契約者がこの規定 (注)を既に適用しているときは、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一時に請求できるものとします。

(注) この規定

第4条(初回保険料の払込みがない場合)(3)の規定ならびにこの保険契約に付帯される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替える規定を含みます。

第10条(初回追加保険料払込み前の事故)

- (1)被保険者または保険金を受け取るべき者が、初回追加保険料払込み前に生じた事故による 損害等に対して、保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初 回追加保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、事故の発生の日が初回追加保険料払込期日以前であり、 保険契約者が、初回追加保険料を初回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合 で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回追加保険料が払い込まれたものとして その事故に対して保険金を支払います。
- (3) 本条(2) の確約に反して保険契約者が初回追加保険料払込期日に払込みを怠り、かつ、 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、 下表に定める保険金の額の返還を請求することができます。

区 分	返還を請求できる保険金の額	
① 普通保険約款第2章 基本条項第13条 (保険料の返還または請求-告知義務・通 知義務等の場合)(1)の①および②に定 めるところに従い請求したものである場合	事故による損害等に対して既に支払った保険金の全額	
② 普通保険約款第2章基 本条項第13条 (1)の③に定めるところに従い請求した ものである場合	次の算式により算出される額 事故による損害等に 対して既に支払った 保険金の全額 前条(2)② の保険金の額	

第11条(解除-保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがない場合
 - ② 初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までに、初回追加保険料の払込みがない場合
- (2) 本条(1)の解除は、保険契約者に対する書面により解除の通知をし、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみ生じます。
 - ① 本条(1)の①による解除の場合は、保険期間の初日
 - ② 本条(1)の②による解除の場合は、初回追加保険料払込期日の属する月の翌月末または保険期間の末日のいずれか早い日

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約に 適用される普通保険約款および他の特約の規定を準用します。

(28) 保険料精算特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険料)

- (1)保険契約者は、この特約に基づき、保険契約締結と同時に保険期間中の見込の保険料算出 基礎数字に基づいて算出された保険料を当会社に支払うものとします。
- (2) 普通保険約款第2章 基本条項第1条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、上記(1) の保険料に適用されます。

第3条 (保険料の精算)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく保険料を確定するために必要な資料(保険期間中の確定された保険料算出基礎数字が記載された資料をいいます。) を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は、保険期間中および保険契約終了後1年間に限り、いつでも保険料を算出するため に必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 本条(1) および(2) の資料に基づいて算出された保険料(保険契約締結の際に、当会社が交付する書面等において定める最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。以下「確定保険料」といいます。)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社はその差額を返還または請求します。

第4条(契約の解除または解約の場合の保険料精算)

普通保険約款第2章 基本条項第15条(保険料の返還-解除または解約の場合)の規定にかかわらず、普通保険約款同章第3条(契約時に告知いただく事項-告知義務)(2)、第4条(契約後に通知いただく事項-通知義務)(2)、第6条(災害の防止)(2)、第10条(重大事由による解除)(1)または第13条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(2)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合、または、普通保険約款同章 基本条項第11条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、解除または解約されたときまでの保険期間に対する確定保険料と既に領収した保険料との差額を精算するものとします。

第5条(契約の失効の場合の保険料精算)

普通保険約款第2章 基本条項第14条(保険料の返還-無効、取消しまたは失効の場合)の③の規定にかかわらず、失効までの保険期間に対する確定保険料と既に領収した保険料との差額を精算するものとします。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の 普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(29) 天災危険補償特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金をお支払いする場合)

当会社は、この特約により、業務災害補償基本特約第4条(保険金をお支払いしない場合)(1)の③および⑤の規定にかかわらず、次に掲げる事由のいずれかによって生じた業務災害補償基本特約第2条(保険金をお支払いする場合)の身体障害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた保険事故

第3条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款第2章 基本条項第19条(保険金の支払時期)(2)の 規定を次のとおり読み替えます。

「(2) 本条 (1) の確認をするため、下表の「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注 (2) からその日を含めて下表の「期間」に掲げる日数(注 (2) を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

事 由	期間
① 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180 日
② 本条(1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90 日
③ 本条(1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) が適用された災害の被災地域における本条 (1) の①から⑤までの事項の確認のための調査	60 日
⑤ 本条(1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
⑥ 損害の発生事由が、過去の判例に照らして特殊である場合もしくは高度な専門技術を要する業務に起因する保険事故である場合または損害が広範囲にわたり同一の保険事故により身体障害を被った補償対象者が多数存在する場合等において、本条(1)の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日
⑦ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における本条(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査	365 日

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 下表の「期間」に掲げる日数 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(30) テロ危険等補償対象外特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、この特約が付帯された普通保険約款およびすべての付帯特約の規定にかかわらず、 直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によってもしくはその事由の結果として 生じた損失、損害または費用に対しては保険金を支払いません。

- ① テロ行為(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人または これと連帯するものが、当該主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。)
- ② 生化学物質による汚損・き損・破壊
- ③ 情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに生じた損害

第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および業務災害補償基本特約ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

(31) 共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知

の承認

- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求 権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡 もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保証証券に対する裏書等
- (7) 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の 受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨の事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条①から⑩に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条 (保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

IV 保険証券面の表示等について

特約の 番号	特約	掲載頁	保険証券(明細付証券は明細書) 面の表示等
(1)	業務災害補償基本特約	26	業務災害補償基本特約
(2)	業務災害補償追加特約	42	業務災害補償追加特約
(3)	役員・個人事業主等フルタイム補 償特約	46	役員・個人事業主等フルタイム補償特約
(4)	従業員フルタイム補償特約	47	従業員フルタイム補償特約
(5)	労災認定身体障害追加補償特約	47	労災認定身体障害追加補償特約
(6)	医療費用補償保険金支払特約	51	医療費用補償保険金支払特約
(7)	休業補償保険金支払特約	54	休業補償保険金支払特約
(8)	疾病入院補償保険金支払特約	58	疾病入院補償保険金支払特約
(9)	継続契約の取扱いに関する特約	65	継続契約の取扱いに関する特約
(10)	後遺障害等級限定(第1~3級) 補償特約	66	後遺障害等級限定(第1~3級)補償特 約
(11)	後遺障害等級限定(第1~7級) 補償特約	66	後遺障害等級限定(第1~7級)補償特 約
(12)	入院補償保険金支払限度日数変更 特約(30日用)	67	入院補償保険金支払限度日数変更特約 (30 日用)
(13)	通院補償保険金支払限度日数変 更特約(30日用)	67	通院補償保険金支払限度日数変更特約 (30 日用)
(14)	外来性疾病等補償対象外特約	67	外来性疾病等補償対象外特約
(15)	自動車搭乗中補償対象外特約	68	自動車搭乗中補償対象外特約
(16)	事業主費用補償特約	68	事業主費用補償特約
(17)	死亡・後遺障害(第1~7級)臨 時費用補償特約	71	死亡・後遺障害(第1~7級)臨時費用 補償特約
(18)	メンタルヘルス対策費用補償特約	71	メンタルヘルス対策費用補償特約

特約の 番号	特約	掲載頁	保険証券(明細付証券は明細書) 面の表示等
(19)	法律相談費用補償特約	73	法律相談費用補償特約
(20)	使用者賠償責任補償特約	78	使用者賠償責任補償特約
(21)	死亡のみ補償特約(使用者賠償責 任補償特約用)	88	死亡のみ補償特約(使用者賠償責任補償 特約用)
(22)	死亡・後遺障害等級(第1~7級) のみ補償特約(使用者賠償責任補 償特約用)	88	死亡・後遺障害等級(第1~7級)のみ 補償特約(使用者賠償責任補償特約用)
(23)	雇用慣行賠償責任補償特約	89	雇用慣行賠償責任補償特約
(24)	保険料分割払特約	98	口座振替(12 回払)
(25)	保険料分割払特約(団体用)	102	団体口座振替 (12 回払)
(26)	保険料支払に関する特約	106	保険料支払いに関する特約
(27)	初回保険料の払込方法等に関する 特約	107	初回保険料の払込方法等に関する特約
(28)	保険料精算特約	112	保険料精算特約
(29)	天災危険補償特約	113	天災危険補償特約
(30)	テロ危険等補償対象外特約	114	テロ危険等補償対象外特約
(31)	共同保険に関する特約	114	-



この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

【本 店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号 【ホームページアドレス】https://www.daidokasai.co.jp/

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

事故受付センター 00 0120-091-161 (通話料無料)

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、お客さま相談センターまでご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

受付時間:平日の午前9:00~午後5:00(土日・祝日、および12/31~1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない 場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:午前9:15~午後5:00 (土日・祝日および12/30~1/4を除きます。)

※ 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

